域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、わが国の防衛を全うできるものとすることが必要である。

また、不確実性を増す安全保障環境の中で、わが国を確実に防衛するためには、平時から有事までのあらゆる段階における活動をシームレスに実施できることが重要である。これまでも、多様な活動を機動的・持続的に行い得る防衛力の構築に努めてきたが、近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視などの活動をより広範かつ高頻度に実施しなければならず、このため、人員、装備などに慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている。このため、今後の防衛力については、各種活動の持続性・強靭性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとすることが必要である。

さらに、わが国の防衛力は、日米同盟の抑止力及び対処力を強化するものであるとともに、多角的・多層的な安全保障協力を推進し得るものであることが必要である。

以上の観点から、今後、わが国は、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、25大綱[2]に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。

第2節 防衛力が果たすべき役割

新防衛大綱においては、わが国の防衛力は、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出するとともに、脅威を抑止し、これに対処するためとして、以下の6つの防衛力の果たすべき役割が掲げられている。すなわち、①平時からグレーゾーンの事態への対応、②島嶼（とうしょ）部を含むわが国に対する攻撃への対応、③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応、④大規模災害などへの対応、⑤日米同盟に基づく米国との共同、⑥安全保障協力の推進であり、これらの役割を、シームレスかつ複合的に果たせるものでなければならないとしている。

特に国民の命と平和な暮らしを守る観点から、平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要であるとしている。

参照　資料15（自衛隊の主な行動）
資料16（自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定）

1 平時からグレーゾーンの事態への対応

新防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「①平時からグレーゾーンの事態への対応」の考え方は次のとおりである。

平時からグレーゾーンの事態への対応においては、積極的な共同訓練・演習や海外における寄港などを通じて平素からプレゼンスを高め、わが国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する。

また、全ての領域における能力を活用して、わが国周辺において広域にわたり常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動（以下「常続監視」という。）を行うとともに、柔軟に選択される抑止措置などにより事態の発生・深刻化を未然に防止する。これら各種活動による態勢も活用し、領空侵犯や領海侵入といったわが国の主権を侵害

Intelligence, Surveillance, and Reconnaissance

2　Ⅱ部3章1節脚注7参照

警戒監視を行う陸自隊員

東シナ海海洋プラットフォーム周辺における警戒監視（海自P-3C機内から撮影）

空自E-767早期警戒管制機内における警戒監視

する行為に対し、警察機関などとも連携しつつ、即時に適切な措置を講じる。

弾道ミサイルなどの飛来に対しては、常時持続的にわが国を防護し、万が一被害が発生した場合にはこれを局限する。

以下において、この役割に基づく取組について説明する。

参照　本章2節2項2　ミサイル攻撃などへの対応
3章1節　多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進に向けて

1 わが国周辺における常続監視

(1) 基本的考え方

わが国は、6,800あまりの島々で構成され、世界第6位[1]の面積となる領海（内水を含む。）及び排他的経済水域（EEZ）を有するなど広大な海域に囲まれており、自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から領海・領空とその周辺の海空域において情報収集及び警戒監視を行っている。

Exclusive Economic Zone

(2) 防衛省・自衛隊の対応

海自は、平素から哨戒機などにより、北海道周辺や日本海、東シナ海などを航行する船舶などの状況について、空自は、全国28か所のレーダーサイトと早期警戒管制機などにより、わが国とその周辺の上空の状況について、24時間態勢での警戒監視をそれぞれ実施している。また、主要な海峡では、陸自の沿岸監視隊や海自の警備所などが同じく24時間態勢で警戒監視を行っている[2]。さらに、必要に応じ、護衛艦・航空機などを柔軟に運用し、わが国周辺における各種事態に即応できる態勢を維持している。このような警戒監視により得られた情報については、海上保安庁を含む関係省庁にも共有し、連携の強化も図っている。

自衛隊の警戒監視により確認された主な事象については、例えば、12（平成24）年9月のわが国政府による尖閣三島（魚釣島、南小島及び北小島）の所有権の取得以降、中国公船が尖閣諸島周辺のわが国領海へ断続的に侵入[3]し、16（平成28）年6月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島北方のわが国の接続水域に初めて入域した。同年12月には、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が沖縄本島・宮古島間を通過し[4]、同空母の太平洋への進出が初めて確認された。17（平成29）年7月には、中国海軍情報収集艦が小島（こじま）（北海道松前町）南西のわが国領海に入域し、津軽海峡を東航して太平洋へ進出した。18（平成30）年1月には、中国海軍潜水艦と中国海軍艦艇が尖閣諸島周辺のわが国接続水域を同日に航行するのを初めて確認した。さらに、同年4月には、与那国島の南約350kmの海域で、空母「遼寧」からの複数の艦載戦闘機（推定）の飛行が初めて確認された。19（令和元）年6月にも、空母「遼寧」を含む中国海軍艦艇6隻が、沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋に進出したことが確認された。

また、北朝鮮が密輸によって国連安保理決議の制裁逃れを図っている可能性が指摘されている中、自衛隊はわが国周辺海域において、平素実施している警戒監視活動の一環として、国連安保理決議違反が疑われる船舶についての情報収集も実

1　海外領土を除く。海外領土を含める場合は世界第8位
2　自衛隊による警戒監視活動は、防衛省設置法第4条第1項第18号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）に基づいて行われる。
3　15（平成27）年12月26日以降、機関砲らしきものを搭載した中国公船がわが国領海に侵入してくるようになっている。
4　このような中国海軍艦艇による沖縄本島・宮古島間の海域などの南西諸島の通過を伴う活動は、平成30（2018）年度には、15回確認されている。

施しており、海自哨戒機などが、北朝鮮籍タンカーと外国籍タンカーなどが東シナ海の公海上で接舷（横付け）している様子を、18（平成30）年から19（令和元）年6月末までの間に、計20回確認[5]し、関係省庁とその都度、情報共有を行った。これらの船舶は、政府として総合的に判断した結果、国連安保理決議で禁止されている北朝鮮籍船舶との洋上での物資の積替え（「瀬取り」）を実施していたことが強く疑われるとの認識に至ったため、わが国として、国連安保理北朝鮮制裁委員会などに通報するとともに、関係国と情報共有を行ったほか、これらのタンカーの関係国などに対して情報提供を行い、対外公表を実施した。

なお、国連安保理決議により禁止されている北朝鮮籍船舶との「瀬取り」を含む違法な洋上での活動に対し、米国に加え、関係国が、在日米軍嘉手納飛行場を拠点として航空機による警戒監視活動[6]を行っており、18（平成30）年4月以降、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスから哨戒機が派遣された。また、米海軍のほか、英国、カナダ[7]、オーストラリア及びフランスの海軍艦艇がわが国周辺海域において警戒監視活動[8]を行った。防衛省・自衛隊としても、引き続き関係国と緊密に協力を行い国連安保理決議の実効性を確保していく。

18（平成30）年12月、能登半島沖（わが国排他的経済水域内）において警戒監視中の海自P-1哨戒機が、韓国海軍「クァンゲト・デワン」級駆逐艦から火器管制レーダーを照射されるという事案[9]が発生した。防衛省は本件事案を重く受け止め、19（平成31）年1月に客観的事実をとりまとめた最終見解[10]を公表し、韓国側に再発防止を強く求めている。なお、自衛隊の哨戒機は、十分な高度と距離を確保して飛行しており、韓国の艦艇に脅威を与えるような飛行は行っていない。防衛省としては、今後とも安全に十分配意しつつ、警戒監視及び情報収集に万全を期していく。

東シナ海公海上において海自艦艇が確認した、「瀬取り」を実施していたことが強く疑われる北朝鮮籍タンカーと船籍不明の小型船舶
（19（平成31）年1月）

「瀬取り」の警戒監視活動を実施したフランスFalcon200
【フランス軍事省提供】

参照　図表Ⅲ-1-2-1（わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ）、図表Ⅲ-1-2-2（中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数）、Ⅰ部2章2節2項（軍事）
Ⅰ部2章3節1項（北朝鮮）
資料17（韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射に関する防衛省の最終見解について）

5　具体的な確認事例は、防衛省HPを参照。(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/sedori/index.html)
6　これまでに、オーストラリア及びカナダが18（平成30）年4月下旬から約1か月間、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが同年9月中旬から約1か月半の間、オーストラリアが同年12月上旬から約1週間、フランスが19（平成31）年3月から約3週間、オーストラリアが、19（令和元）年5月から約1か月間、在日米軍嘉手納飛行場を拠点とし、航空機による警戒監視活動を実施した。また、カナダが、同年6月上旬から航空機による警戒監視活動を実施している。（令和元年6月末現在）
7　19（平成31）年4月28日、日加首脳会談において、トルドー首相から「瀬取り」警戒監視のためのカナダによる航空機及び艦船の派遣を2年延長するとの表明があり、安倍内閣総理大臣から謝意を表した。
8　これまでに、米海軍の多数の艦艇、英国海軍フリゲート「サザーランド」、「アーガイル」、「モントローズ」及び同揚陸艦「アルビオン」、カナダ海軍フリゲート「カルガリー」、オーストラリア海軍フリゲート「メルボルン」並びにフランス海軍フリゲート「ヴァンデミエール」が、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を実施した。また、カナダ海軍フリゲート「レジーナ」及び同補給艦「アステリックス」が、19（令和元）年6月中旬以降、東シナ海を含むわが国周辺海域において警戒監視活動を実施している。（令和元年6月末現在）
9　防衛省が照射されたレーダー波などを解析した結果、韓国駆逐艦の火器管制レーダーから、レーダー波を一定時間継続して複数回照射されたことを確認している。海自P-1哨戒機は、火器管制レーダーの照射を受けた後に、3つの異なる周波数を用いて呼びかけを行ったが応答がなかった。なお、わが国や韓国を含む21か国の海軍などが、2014年に採択したCUES（Code for Unplanned Encounters at Sea（洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準））では、火器管制レーダーの照射は攻撃の模擬とされ、指揮官が回避すべき動作の一つとして規定されている。
10　最終見解のほか、海自P-1哨戒機が撮影した動画やレーダー探知音などについて防衛省HPに掲載（https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/radar/index.html）（右記QRコード参照）

図表Ⅲ-1-2-1 わが国周辺海空域での警戒監視のイメージ

図表Ⅲ-1-2-2 中国公船の尖閣諸島周辺の領海への侵入回数・隻数

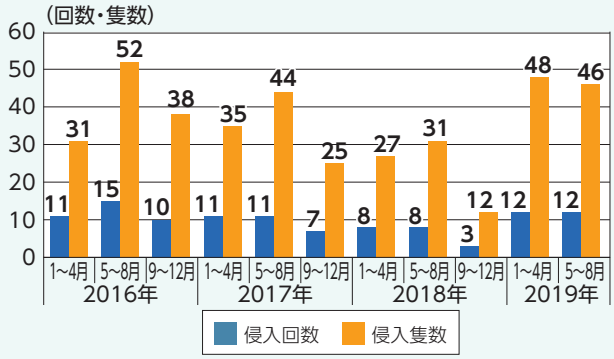

2 わが国の主権を侵害する行為に対する措置

(1) 領空侵犯に備えた警戒と緊急発進（スクランブル）

ア 基本的考え方

国際法上、国家はその領空に対して完全かつ排他的な主権を有している。対領空侵犯措置は、公共の秩序を維持するための警察権の行使として行うものであり、陸上や海上とは異なり、この措置を実施できる能力を有するのは自衛隊のみであることから、自衛隊法第84条に基づき、第一義的に空自が対処している。

イ 防衛省・自衛隊の対応

空自は、わが国周辺を飛行する航空機を警戒管制レーダーや早期警戒管制機などにより探知・識別し、領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合には、戦闘機などを緊急発進（スクランブル）させ、その航空機の状況を確認し、必要に応じてその行動を監視している。さらに、この航空機が実際に領空を侵犯した場合には、退去の警告などを行う。

平成30（2018）年度の空自機による緊急発進（スクランブル）回数は999回（前年度比、95回の増）、1958（昭和33）年に対領空侵犯措置を開始して以来2番目となる回数であり、依然として高い水準で推移している。

わが国の領空を侵犯したロシアTu-95長距離爆撃機（19（令和元）年6月）

緊急発進（スクランブル）指令を受け、
F-15戦闘機に駆け寄る空自パイロット

このうち、中国機に対する緊急発進回数は638回で、対象国・地域別の緊急発進回数の公表を開始した平成13（2001）年度以降2番目に高い水準にあり、中国機の活動は引き続き活発である。

また、特異な事例として、17（平成29）年5月には、尖閣諸島付近のわが国領海に侵入した中国公船の上空において、小型無人機らしき物体1機が、わが国領空を飛行する領空侵犯事案が生起した。わが国は、外交ルートを通じて中国政府に抗議した。同年8月には、中国軍の爆撃機6機が東シナ海から沖縄本島・宮古島間を通過し、太平洋を北東に飛行して、紀伊半島沖まで往復するという飛行が初めて確認された。同年12月には、戦闘機2機を含む計5機の航空機が対馬海峡上空を通過して、日本海に進出した[11]。また、18（平成30）年4月には、中国の無人機（推定）が東シナ海を飛行する事案が生起した。中国の航空戦力はわが国周辺空域における活動を拡大・活発化させており、行動を一方的にエスカレートさせる事案もみられるなど、強く懸念される状況となっている。

また、ロシア機に対する緊急発進回数は、前年度比47回の減少となる343回であった。特異な事例として、18（平成30）年9月、日本海上空において、Su-35戦闘機を初めて確認した。19（令和元）年6月には、Tu-95長距離爆撃機2機が沖縄県南大東島の領海上空を、さらにそのうちの1機が東京都八丈島の領海上空を侵犯する事案が生起した。わが国は、外交ルートを通じてロシア政府に抗議した。引き続き、ロシア機の活動は注視していく必要がある。

図表Ⅲ-1-2-3　冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳

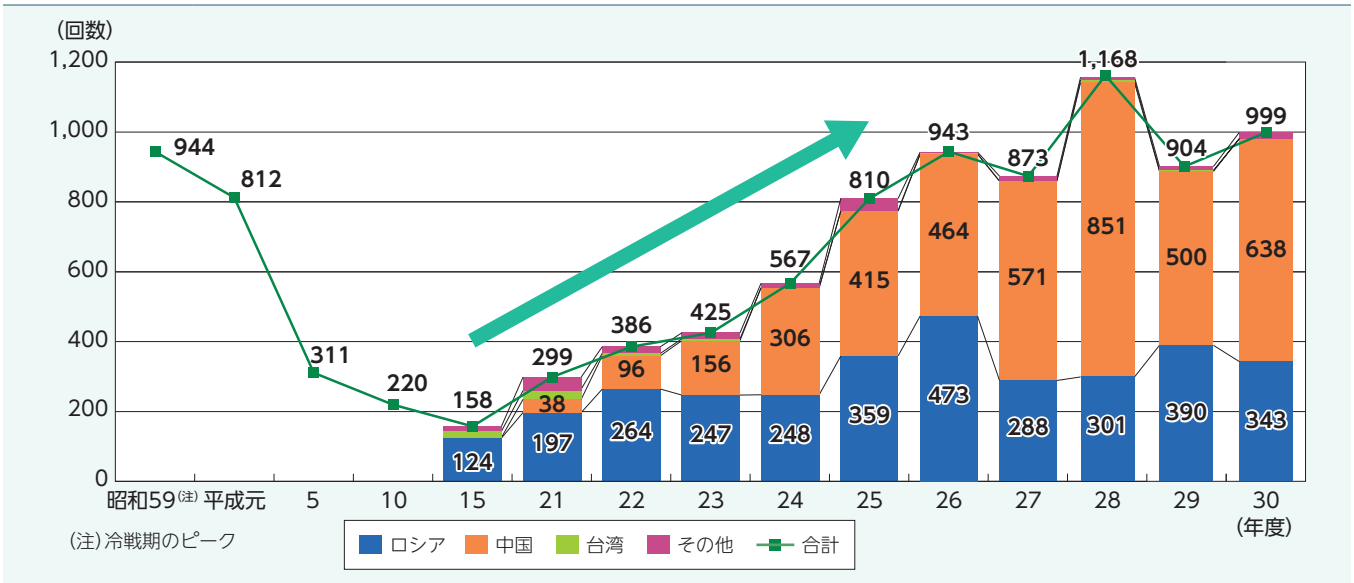

11　中国軍の戦闘機による日本海進出は、本事例が初の確認であった。

図表Ⅲ-1-2-4 緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例（イメージ）

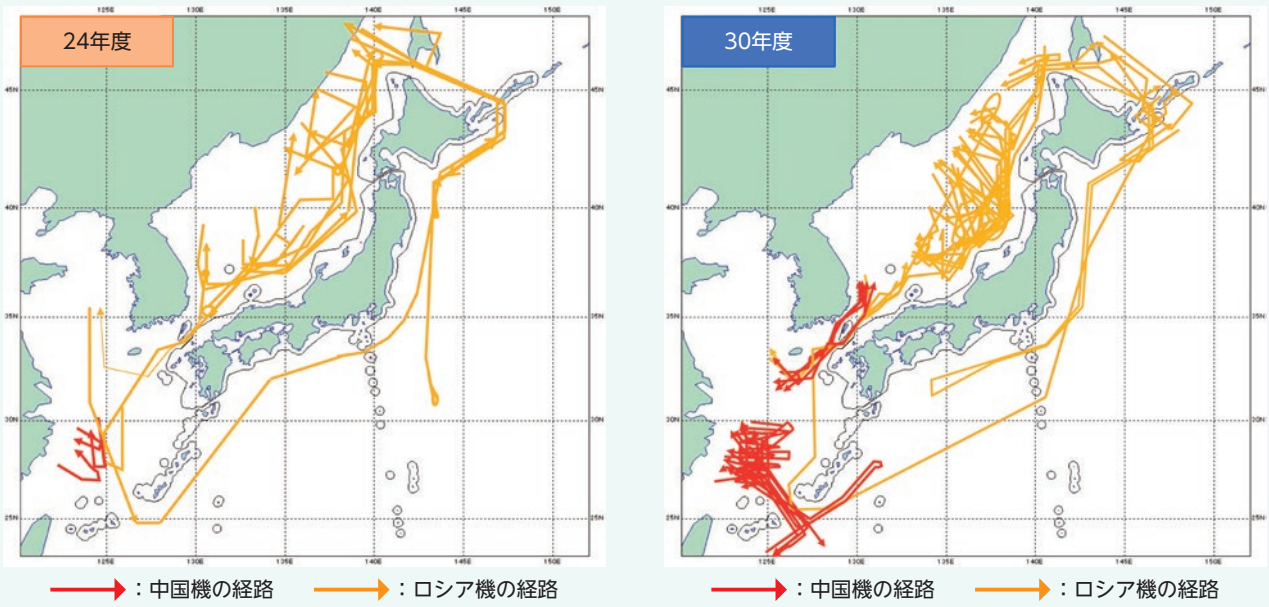

※中国機に対する緊急発進回数が顕著に増加した、平成24年度の飛行パターン例と比較

図表Ⅲ-1-2-5 わが国及び周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ）

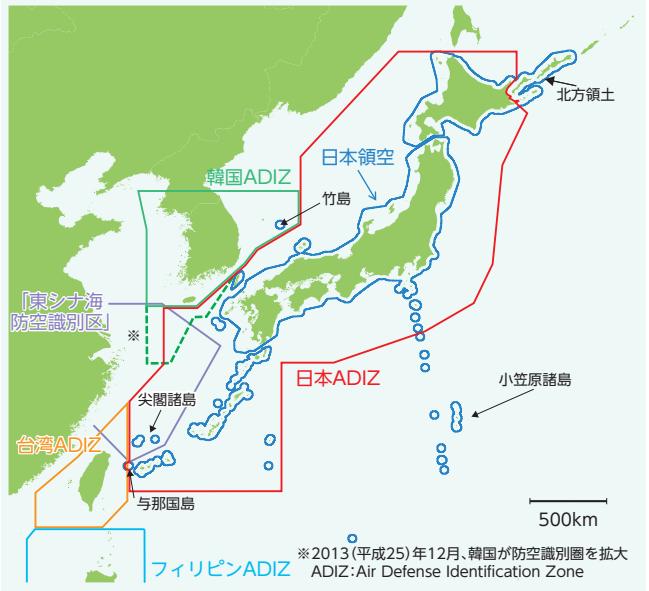

同年7月には、中国H-6爆撃機2機及びロシアTu-95長距離爆撃機2機が、日本海から東シナ海までの長距離にわたる共同飛行を実施した。また、Tu-95長距離爆撃機の飛行を支援していたとされるロシアA-50早期警戒管制機1機が、島根県竹島の領海上空を侵犯する事案が生起した。その際、韓国の戦闘機が当該ロシア機に対し警告射撃を行った。わが国は、領空侵犯を行ったロシア政府及びロシア機に対し警告射撃を行った韓国政府に対して外交ルートを通じて抗議した。

なお、13（平成25）年11月の、中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施している。防衛省・自衛隊は、引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期すとともに、国際法及び自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施している。

参照 図表Ⅲ-1-2-3（冷戦期以降の緊急発進実施回数とその内訳）、図表Ⅲ-1-2-4（緊急発進の対象となった航空機の飛行パターン例（イメージ））、図表Ⅲ-1-2-5（わが国及び周辺国・地域の防空識別圏（ADIZ）（イメージ））、Ⅰ部2章2節2項（軍事）、Ⅰ部2章4節4項（わが国周辺のロシア軍）、Ⅱ部5章2節3項5（領空侵犯に対する措置）

(2) 領海及び内水内潜没潜水艦への対処など

ア 基本的考え方

わが国の領水[12]内で潜没航行する外国潜水艦に対しては、海上警備行動を発令して対処する。こうした潜水艦に対しては、国際法に基づき海面上を航行し、かつ、その旗を揚げるよう要求し、これに応じない場合にはわが国の領海外への退去を要求する。

参照 Ⅱ部5章2節3項2（海上警備行動）

12 領海及び内水

イ　防衛省・自衛隊の対応

海自は、わが国の領水内を潜没航行する外国潜水艦を探知・識別・追尾し、こうした国際法に違反する航行を認めないとの意思表示を行う能力及び浅海域における対処能力の維持・向上を図っている。04（平成16）年11月、先島群島周辺のわが国領海内を潜没航行する中国原子力潜水艦に対し、海上警備行動を発令し、海自の艦艇などにより潜水艦が公海上に至るまで継続して追尾した。

また、13（平成25）年5月には久米島の南の海域で、14（平成26）年3月には宮古島の東の海域で、16（平成28）年2月には対馬の南東の海域において、海自P-3C哨戒機などが、わが国の接続水域内を航行する潜没潜水艦を確認した。加えて、18（平成30）年1月には、尖閣諸島周辺のわが国接続水域を航行する潜没潜水艦を海自護衛艦などが確認した。その後、当該潜没潜水艦は、東シナ海公海上で浮上のうえ、中国国旗を掲揚して航行しているところも確認されている。このような尖閣諸島周辺のわが国接続水域における中国海軍潜水艦による航行の確認は、本件が初めてであった。国際法上、外国の潜水艦が沿岸国の接続水域内を潜没航行することは禁じられているわけではないが、このような活動に対して、わが国は適切に対応する態勢を維持している。

(3) 武装工作船などへの対処

ア　基本的考え方

武装工作船と疑われる船（不審船）には、警察機関である海上保安庁が第一義的に対処するが、海上保安庁では対処できない、又は著しく困難と認められる場合には、海上警備行動を発令し、海上保安庁と連携しつつ対処する。

イ　防衛省・自衛隊の対応

防衛省・自衛隊は、1999（平成11）年の能登半島沖での不審船事案や01（平成13）年の九州南西海域での不審船事案などの教訓を踏まえ、様々な取組を行っている。

特に海自は、①ミサイル艇の配備、②特別警備隊[13]の編成、③護衛艦などへの機関銃の装備、④強制停船措置用装備品（平頭弾）[14]の装備、⑤艦艇要員の充足率の向上、⑥立入検査隊に対する装備の充実などを実施してきたほか、1999（平成11）年防衛庁（当時）と海上保安庁が策定した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、定期的な共同訓練を行うなど、連携の強化を図っている。

3 海洋安全保障の確保に向けた取組

(1) 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家として、法の支配、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本的ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け主導的な役割を発揮することとしている。

また、18（平成30）年5月、第3期海洋基本計画[15]が閣議決定された。本計画においては、海洋の安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」として政府一体となって取り組むことを明記している。

これに向け政府は、わが国の領海などにおける国益の確保、わが国の重要なシーレーンの安定的利用の確保などに取り組むこととしている。

また、海洋に関する施策に活用するため、海洋関連の多様な情報を艦艇、航空機などから収集、集約・活用する海洋状況把握（MDA）の強化に向けた取組を一層強化することとしている。

Maritime Domain Awareness

(2) 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、「総合的な海洋の安全保障」に資するため、重要な離島及びその周辺海域における警戒監視の強化やシーレーンの安定的利用を確保するため海賊対処行動などを行っている。海自は、これまで、西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）の

Western Pacific Naval Symposium

13 01（平成13）年3月、海上警備行動下において不審船の立入検査を行う場合、予想される抵抗を抑止し、その不審船の武装解除などを行うための専門の部隊として海自に新編された。
14 護衛艦搭載の76mm砲から発射する無炸薬の砲弾で、先端部を平坦にして跳弾の防止が図られている。
15 海洋基本計画は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める。

枠組みのもとで「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準（CUES[16]）」を策定するなどの取組を行った。また、18（平成30）年9月には、「かが」など海自護衛艦3隻及び搭載航空機5機及び潜水艦「くろしお」が南シナ海において対潜戦訓練を実施した。

18（平成30）年10月のADMMプラスでは、岩屋防衛大臣がインド太平洋地域における力による一方的な現状変更を試みる動きへの反対と「法の支配」の貫徹の重要性について述べた。

参照 3章2節（海洋安全保障の確保）

2 島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応

新防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「②島嶼部を含むわが国に対する攻撃への対応」の考え方は、次のとおりである。

島嶼部を含むわが国への攻撃に対しては、必要な部隊を迅速に機動・展開させ、海上優勢[17]、航空優勢[18]を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。万が一占拠された場合には、あらゆる措置を講じて奪回する。

また、ミサイル、航空機などの経空攻撃に対しては、最適の手段により機動的かつ持続的に対応するとともに、被害を局限し、自衛隊の各種能力及び能力発揮の基盤を維持する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃に対しては、原子力発電所などの重要施設の防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を行う。

さらに、こうした攻撃への対応に際しては、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力を有機的に融合した領域横断作戦を実施し、攻撃を阻止・排除する。

この際、国民の生命、身体、財産を守る観点から、国民保護のための措置を実施する。

以下において、この役割に基づく取組について説明する。

1 島嶼部に対する攻撃への対応

(1) 基本的考え方

わが国は多くの島嶼を有するが、これに対する攻撃に対応するためには、安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、平素から状況に応じた機動・展開を行うことが必要である。また、自衛隊による常時継続的な情報収集、警戒監視などにより、兆候を早期に察知し、海上優勢・航空優勢を確保することが重要である。

事前に兆候を得たならば、侵攻が予想される地域に、敵に先んじて部隊を機動・展開し、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する。また、海上優勢、航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する。

万が一占拠された場合には、航空機や艦艇による対地射撃により敵を制圧した後、陸自部隊を着上陸させるなど、あらゆる措置を講じて奪回する。

参照 図表Ⅲ-1-2-6（島嶼防衛のイメージ図）

(2) 防衛省・自衛隊の取組

南西地域の防衛態勢強化のため、空自は、16（平成28）年1月の第9航空団の新編に加え、17（平成29）年7月、南西航空方面隊を新編した。陸自は、16（平成28）年3月の与那国沿岸監視隊などの新編に加え、18（平成30）年3月、本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を新編した。さらに、19（平成31）年3月、奄美大島に警備部隊などを、宮古島には警備部隊を配置した。今後は、石垣島にも初動を担任する警備部隊などを配置する。

常続監視態勢の強化のため、新型護衛艦（FFM）

16 14（平成26）年に採択された、日米中韓などの西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が、洋上において予期せず遭遇した場合における安全のための手順、通信方法などを定めた行動基準（法的拘束力を有さず、国際航空規則や国際約束などに優越しない。）

17 海域において相手の海上戦力より優勢であり、相手方から大きな損害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

18 わが航空部隊が敵から大なる妨害を受けることなく諸作戦を遂行できる状態

図表Ⅲ-1-2-6 島嶼防衛のイメージ図

岩屋防衛大臣から隊旗を授与される陸自宮古警備隊長
（19（平成31）年4月）

「アイアン・フィスト19」において、着上陸訓練を実施する水陸両用車
（19（平成31）年1～2月）

やE-2D早期警戒機の整備などを行っている。新中期防[19]においては、新たな固定式警戒管制レーダーの開発や見通し外レーダー機能の強化のほか、空自に1個警戒航空団及び無人機部隊1個飛行隊を新編することとしている。

さらに、自衛隊員の安全を確保しつつ、わが国への侵攻を試みる艦艇などを効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイルの整備を行うとともに、島嶼防衛に万全を期すため、平成30（2018）年度から島嶼防衛用新対艦誘導弾及び島嶼防衛用高速滑空弾の要素技術の研究に着手している。新中期防においては、極超音速誘導弾の研究開発も行うこ

19 Ⅱ部4章1節脚注2参照

解説 警戒航空団の新編

警戒航空隊は、空中レーダーを搭載する早期警戒管制機（E-767）と早期警戒機（E-2C）を保有する唯一の部隊であり、昭和61年の新編以降、その特性を活かし、平素から地上の警戒管制レーダーにより監視することが困難な空域の警戒監視にあたっています。

近年、中国軍機の西太平洋への進出やロシア軍機のわが国周辺の長距離飛行など、これまで警戒監視に任ずる部隊を設置していない太平洋側の島嶼部において、周辺国の軍事活動が急速に拡大・活発化しており、これらの空域を早期警戒管制機などにより警戒監視することの重要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、早期警戒管制機などの運用態勢を強化するため、令和元（2019）年度に警戒航空隊を警戒航空団として格上げして新編することとしており、太平洋側の広大な空域を含むわが国周辺空域における防空態勢の充実が期待されています。

なお、航空自衛隊は、警戒航空隊の保有する早期警戒管制機などの能力を順次向上させており、新たな早期警戒機であるE-2Dを導入するほか、現有のE-767の中央計算装置の換装及び電子戦支援装置の搭載などに必要な機体改修を実施するなど、早期警戒管制機などの一層の能力向上を図っていきます。

VOICE V-22操縦士（機長）練成訓練に向けて

第1ヘリコプター団臨時教育隊 米国訓練班長
3等陸佐　竹内（たけうち） 亮（あきら）

陸上自衛隊は、V-22導入に向け平成28年からその中核となる要員を米国にて育成しております。私は、平成30年3月に米国ノースカロライナ州ニューリバー海兵隊航空基地でV-22副操縦士の資格を取得し、平成31年3月から同地でV-22機長練成訓練に参加しております。ここでは、常時、陸自隊員約30名が、米海兵隊に混じり、それぞれの特技に応じた訓練を実施し、陸自V-22の第一人者となるべく着々と練度を向上しております。

V-22は、垂直離着陸が可能な航空機として、航続距離・速度・積載量が圧倒的に優れており、今後の航空機運用だけでなく、自衛隊全般の作戦様相を大きく変える能力を有する「夢の機体」です。操縦してみた感想は、ヘリコプターモード及び固定翼モードともに、驚くほど操縦しやすく、モード変換時の操作もスムーズで、また、何重にも安全網が張られており、文字通り最新鋭の航空機として、これほどまでに信頼できる機体は他にありません。

本機長練成訓練間、V-22をより安全に飛ばせるよう練度を向上するとともに、日本の特性に応じた有効かつ効率的な運用について検討し、機体導入後、速やかに戦力発揮できるよう日々精進していく所存です。

陸自V-22で訓練中の筆者

としており、令和元（2019）年度予算に必要な経費を計上した。

部隊の迅速かつ大規模な輸送・展開能力を確保するため、「おおすみ」型輸送艦の改修、V-22オスプレイ及びC-2輸送機などの導入による機動・展開能力の向上を図っている。特にV-22オスプレイの運用については、防衛省はその配備先として、水陸機動団及び統合運用における関連部隊の位置関係や滑走路長、目達原駐屯地の移設先としても活用し得ることなどから、佐賀空港が最適の飛行場と判断しており、18（平成30）年8月、佐賀県知事から受入の表明を頂いたところである。引き続き、佐賀空港配備について、関係地方公共団体などの協力が得られるよう、取組を推進

図表Ⅲ-1-2-7　南西諸島における主要部隊配備状況（イメージ）

する[20]。なお、佐賀空港配備には一定期間を要する見込みのため、19（令和元）年5月、木更津市などに対し、木更津駐屯地へのV-22オスプレイの暫定配備を行いたいとの考えを説明した。

さらに、新中期防においては、島嶼部への輸送機能強化のため、中型級船舶（LSV）及び小型級船舶（LCU）の導入、共同の部隊としての海上輸送部隊1個群の新編及び今後の水陸両用作戦などの円滑な実施に必要な新たな艦艇のあり方についての検討などを行うこととしている。

このほか、水陸両用作戦に関する能力向上のため、各種訓練にも取り組んでいる。18（平成30）年6月から8月には、米国における多国間共同訓練「リムパック2018」、同年10月には、統合水陸両用作戦訓練、19（平成31）年1月から2月には、米国における米海兵隊との実動訓練「アイアン・フィスト19」により、能力の向上を図った。

新中期防においては、1個水陸機動連隊の新編などにより強化された水陸機動団が、艦艇と連携した活動や各種訓練・演習といった平素からの常時継続的な機動を行うこととしている。

参照　図表Ⅲ-1-2-7（南西諸島における主要部隊配備状況（イメージ））

2　ミサイル攻撃などへの対応

(1) わが国の総合ミサイル防空能力

ア　基本的考え方

わが国は、弾道ミサイル攻撃などへの対応に万全を期すため、平成16（2004）年度から弾道ミサイル防衛（BMD）システムの整備を開始した。Ballistic Missile Defense 05（平成17）年7月には、自衛隊法の改正を行い、同年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発に着手することを決定した。これまでに、イージス艦への弾道ミサイル対処能力の付与やペトリオット（PAC-3）[21]の配備など、弾道ミサイル攻撃に対するわが国独自の体制整備を着 Patriot Advanced Capability-3

20　佐賀空港の西側に駐機場や格納庫などを整備し、目達原駐屯地から移駐する約50機のヘリコプターと新規に取得する17機のオスプレイとあわせて約70機の航空機を配備することを想定している。

21　ペトリオットPAC-3は、経空脅威に対処するための防空システムの一つであり、主として航空機などを迎撃目標としていた従来型のPAC-2と異なり、主として弾道ミサイルを迎撃目標とするシステム

実に進めている。

わが国の弾道ミサイル防衛は、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を、自動警戒管制システム（JADGE）[22]により連携させて効果的に行う多層防衛を基本としている。今後の陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の導入により、イージス艦に加え、イージス・アショアも含めた上層での迎撃が可能となる。

現在、多弾頭・機動弾頭を搭載する弾道ミサイル、高速化・長射程化した巡航ミサイル、ステルス化・マルチロール化した航空機など、わが国に向けて飛来する経空脅威は、複雑化・多様化の一途をたどっている。これらの経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するためには、ミサイル防衛にかかる各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的にわが国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威についても同時対処できる総合ミサイル防空能力を強化していく必要がある。この際、各自衛隊が保有する迎撃手段について、整備・補給体系も含めて共通化、合理化を図っていく。

わが国に武力攻撃として弾道ミサイルなどが飛来する場合には、武力攻撃事態における防衛出動により対処する一方、武力攻撃事態が認定されていないときには、弾道ミサイル等に対する破壊措置により対処することとなる。

弾道ミサイルなどへの対処にあたっては、空自航空総隊司令官を指揮官とする「BMD統合任務部隊」を組織し、JADGEなどを通じた一元的な指揮のもと、効果的に対処するための各種態勢をとる。また、弾道ミサイルの落下などによる被害には、陸自が中心となって対処する。

参照 図表Ⅲ-1-2-8（総合ミサイル防空のイメージ図）、図表Ⅲ-1-2-9（BMD整備構想・運用構想（イメージ図））、Ⅱ部5章2節3項4（弾道ミサイル等に対する破壊措置）、資料18（わが国のBMD整備への取組の変遷）

イ　防衛省・自衛隊の対応

北朝鮮は、16（平成28）年以降、3回の核実験を強行するとともに、40発もの弾道ミサイルの発射を繰り返した。北朝鮮のこうした軍事的な動きは、わが国の安全に対する、重大かつ差し迫った脅威となっている。北朝鮮は、18（平成30）年6月の米朝首脳会談において、朝鮮半島の完全な非核化に向けた意思を表明し、核実験場の爆破を公開するなどの動きは見せたものの、19（平成31）年2月の第2回米朝首脳会談は、いかなる合意にも達することなく終了しており、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っていない。北朝鮮が、累次の核実験及び弾道ミサイル発射などを通じて、核兵器の小型化・弾頭化を実現しているとみられること、わが国全域を射程に収める弾道ミサイルを数百発保有・実戦配備していること、さらに、飽和攻撃に必要な運用能力の向上や、奇襲的な攻撃能力の向上を図ってきた状況を踏まえれば、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、北朝鮮が大量破壊兵器・ミサイルの廃棄に向けて具体的にどのような行動をとるのかをしっかり見極めていくとともに、米国などと緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析及び警戒監視などを実施している。

また、BMDシステムを効率的・効果的に運用するためには、在日米軍をはじめとする米国との協力が必要不可欠である。このため、これまでの日米安全保障協議委員会（「2＋2」）において、BMD運用情報及び関連情報の常時リアルタイムでの共有をはじめとする関連措置や協力の拡大について決定してきた。

さらに、わが国は従来から、弾道ミサイルの対処にあたり、早期警戒情報（SEW）[23]を米軍から受領するとともに、米軍がわが国に配備しているBMD用移動式レーダー（TPY-2レーダー）やイージス艦などを用いて収集した情報について情報共有を行うなど、緊密に協力している。

22 自動警戒管制システムは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

23 わが国の方向へ発射される弾道ミサイルなどに関する発射地域、発射時刻、落下予想地域、落下予想時刻などのデータを、発射直後、短時間のうちに米軍が解析して自衛隊に伝達する情報（1996（平成8）年4月から受領開始）

図表Ⅲ-1-2-8 総合ミサイル防空のイメージ図

*JADGEとは、全国各地のレーダーが捉えた航空機などの情報を一元的に処理し、対領空侵犯措置や防空戦闘に必要な指示を戦闘機などに提供するほか、弾道ミサイル対処においてペトリオットやレーダーなどを統制し、指揮統制及び通信機能の中核となるシステム

図表Ⅲ-1-2-9 BMD整備構想・運用構想（イメージ図）

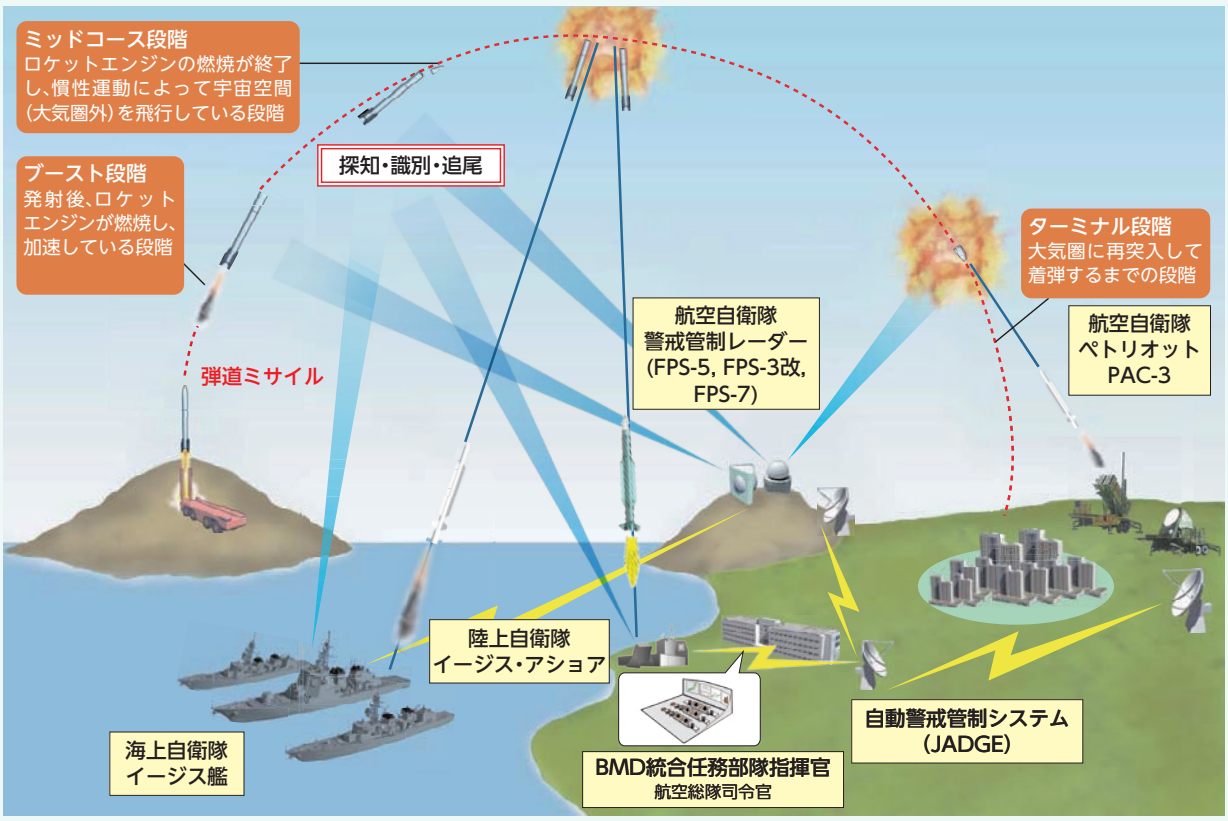

訓練などを通じた日米対処能力の維持・向上、検証なども積極的に行っており、平成22（2010）年度以降、海自は、日米の艦艇などをネットワークで連接し、弾道ミサイル対処のシミュレーションを行うBMD特別訓練を行ってきた。18（平成30）年には空自が、19（平成31）年には陸自も本訓練に参加し、日米共同統合防空・ミサイル防衛訓練として行い、戦術技量の向上と連携の強化を図っている。

日米のみならず、日米韓の連携も強化していくことが重要であり、17（平成29）年1月、3月、10月及び同年12月には、わが国周辺海域において日米韓三か国による弾道ミサイル情報共有訓練を実施し、連携強化を図った。

米国をはじめとする関係各国との弾道ミサイルなどに関する機微な情報の共有については、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）が14（平成26）年12月に施行され、わが国の安全保障に関する秘匿性の高い情報を保護するための基盤が確立されたことで、一層促進されている。また、16（平成28）年11月、日韓秘密軍事情報保護協定（日韓GSOMIA）[24]が発効したことから、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め、各種事態への実効的かつ効果的な対処に必要となる様々な秘密情報に関し、日韓政府間で共有したものが保護される枠組みが整備された。しかしながら、19（令和元）年8月、韓国政府から、日韓GSOMIAを終了させる旨の書面による通告がなされた。防衛省・自衛隊としては、今後も、わが国の防衛にいささかの遺漏もないよう、情報収集・警戒監視には、引き続き万全を期していく。

なお、平素より、自衛隊は弾道ミサイル対処能力の向上を図るため各種訓練を実施しており、弾道ミサイル対処能力の向上と国民の安全・安心感の醸成を図るため、17（平成29）年6月よりPAC-3機動展開訓練を実施している。19（令和元）年6月末までに、在日米軍施設に展開したものを含め22回の訓練を実施した。

参照 Ⅰ部2章3節1項（北朝鮮）、3章1節2項4（韓国）、資料18（わが国のBMD整備への取組の変遷）

ウ　BMD体制の強化のための取組

現状においては、わが国全域を防護するためのイージス艦及び拠点防護のため全国各地に分散して配備されているPAC-3を、状況に応じて機動・展開して対応している。こうした対応を前提として、BMD対応型イージス艦の増勢に取り組んできたところであり、現在6隻ある海自のイージス艦のうち、BMD能力を有しなかったイージス艦「あたご」及び「あしがら」にBMD能力を付与する事業を実施し、18（平成30）年12月までに2隻の改修を完了した。また、平成27年度及び平成28年度予算でBMD能力を有するイージス艦2隻を追加取得することとした。これらの措置により、令和2（2020）年度には、BMDに対応可能なイージス艦が現行の6隻から8隻に増加する予定である。

弾道ミサイル対処能力を付加するための改修を行い、SM-3 BLKⅠBによる発射試験を行うイージス護衛艦「あたご」（18（平成30）年9月）

また、より高性能化・多様化する将来の弾道ミサイルの脅威に対処するため、イージス艦に搭載するSM-3ブロックⅠAの後継となるBMD用能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックⅡA）を日米共同で開発し、配備に向け事業を推進している。16（平成28）年12月の国家安全保障会議（九大臣会合）において、共同生産・配備段階への移行が決定され、17（平成29）年度以降、SM-3ブロックⅡAの取得を継続している。なお、SM-3ブロックⅡAの取得・配備は令和3（2021）年度を計画している。SM-3ブロックⅡAは、これまでのSM-3ブロックⅠAと比較して、迎撃可能高度や防護範囲が拡大するとともに、撃破能力が向上し、さらに同時対処能力についても向上すると考えている。また、「おとり」などの迎撃回避手段を備えた弾道ミサイルや通常の軌道よりも高い軌道（ロフテッド軌道[25]）をとることにより迎撃を回避することを意図して発射された弾道ミサイルなど

24 正式名称は、「秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定」であり、16（平成28）年11月23日、韓国・ソウルにおいて、長嶺駐韓大使と韓民求（ハン・ミング）韓国国防部長官（当時）との間で署名された。

25 ミニマムエナジー軌道（効率的に飛翔し、射程を最も大きくする軌道）より高い軌道を取ることにより、最大射程よりも短い射程となるが、落下速度が速くなる軌道

に対しても、迎撃能力が向上すると考えている。

ペトリオットPAC-3についても、能力向上型であるPAC-3MSE（Missile Segment Enhancement）の取得のための経費を、平成28年度及び平成29年度補正予算に計上した。PAC-3MSEの導入により、迎撃高度は十数キロから数十キロへと延伸することとなり、現在のPAC-3と比べ、おおむね2倍以上に防護範囲（面積）が拡大する。

このように、防護体制を強化させるための所要の措置を講じているところであり、引き続き、そのような取組を進めていく予定である[26]。

エ　イージス・アショアの導入

これまでのわが国の弾道ミサイル防衛は、ミサイル発射の兆候を早期に察知して、イージス艦などを展開させ、必要な期間、迎撃態勢をとることを基本とし、イージス艦8隻体制であれば、2隻程度は、一定の期間にわたって継続して洋上でBMD任務を行い、わが国全域の防護が可能であると考えてきた。

一方、北朝鮮は、移動式発射台（TEL）による実践的な発射能力を向上させ、また、潜水艦発射型（SLBM）を開発するなど、発射兆候を早期に把握することが困難になってきている。このような状況の変化なども踏まえれば、今後は、24時間・365日の常時継続的な態勢を、1年以上の長期にわたって維持することが必要であり、これまでのわが国の弾道ミサイル防衛のあり方そのものを見直す必要がある。

また、現状のイージス艦の体制において、長期間の洋上勤務が繰り返される乗組員の勤務環境は、いつ発射されるかわからない弾道ミサイルへの対処のため、日夜、高い集中力が求められるなど、極めて厳しいものとなっている。

こうした現状も踏まえ、北朝鮮の核・ミサイル開発が、わが国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中、平素からわが国を常時・持続的に防護できるよう弾道ミサイル防衛能力の抜本的な向上を図る必要があることから、17（平成29）年12月の国家安全保障会議及び閣議において、イージス・アショア2基を導入し、これを陸自において保持することが決定された。イージス・アショアは、イージス艦と同様に、レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル垂直発射装置（VLS）などで構成されるミサイル防衛システム（イージス・システム）を、陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃するものである。いわば、イージス艦の船体以外の部分を、そのまま陸上に固定的に置いたような装備品である。イージス・アショア2基の導入により、わが国全域を24時間・365日、長期にわたり切れ目なく防護することが可能となり、隊員の負担も大きく軽減される。また、イージス艦8隻体制の下で、2隻程度が洋上においてBMD対応で展開するために、ほぼBMD任務に専従するかたちで運用せざるを得なかったが、そのイージス艦を海洋の安全確保任務に充てることや、そのための練度を維持するための訓練、乗組員の交代を十分に行うことが可能となり、わが国の対処力・抑止力を一層強化することにつながることになる。また、今回、イージス・アショアに搭載するレーダーは、LMSSR（Lockheed Martin Solid State Radar）という最新鋭で高性能のものとなっており、海自のイージス艦に比べ、ロフテッド軌道への対応能力や同時多数攻撃への対処能力など、わが国の弾道ミサイル防衛能力は飛躍的に向上することになる。

イージス・アショア2基の配備候補地として、秋田県の陸自新屋演習場及び山口県の陸自むつみ演習場を選定して以降、地元自治体・住民の皆様に対する説明会を繰り返し実施し、配備の必要性や各種調査などについて説明してきたところ、その説明資料の誤りや住民説明会における職員の緊張感を欠いた行為など、極めて不適切な対応があった。防衛省としては今回の件を真摯に反省している。今後そのようなことのないよう、省内の体制を抜本的に強化するため、19（令和元）年6月に防衛副大臣を本部長とする「イージス・アショア整備推進本部」を設置した。

防衛省としては、イージス・アショアについては、住民の皆様の生活に影響がないよう配備・運用することが大前提であると考えており、今後と

26　令和元年度予算においては、「あたご」型イージス艦について、SM-3ブロックⅡAを発射可能とするための能力向上改修などに必要な経費を新たに計上した。

も、住民の皆様から頂戴する配備の必要性や安全性などに関する様々な疑問や不安について、一つ一つ具体的に分かりやすく説明することに、誠心誠意、努めてまいりたいと考えている。

(2) 米国のミサイル防衛と日米BMD技術協力

ア　米国のミサイル防衛

米国は、弾道ミサイルの飛翔経路上の①ブースト段階、②ミッドコース段階、③ターミナル段階の各段階に適した防衛システムを組み合わせ、相互に補って対応する多層防衛システムを構築している。日米両国は、弾道ミサイル防衛に関して緊密な連携を図ってきており、米国保有のミサイル防衛システムの一部が、わが国に段階的に配備されている[27]。

イ　日米BMD技術協力など

平成11（1999）年度から、海上配備型上層システムの日米共同技術研究に着手した結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たことから、05（平成17）年12月の安全保障会議（当時）及び閣議において、この成果を技術的基盤として活用し、BMD用能力向上型迎撃ミサイルの日米共同開発[28]に着手することを決定した。この共同開発は、防護範囲を拡大し、より高性能化・多様化する将来脅威に対処することを目的として06（平成18）年6月から開始されている。

17（平成29）年2月及び6月、日米両国は、米国ハワイ沖においてSM-3ブロックⅡAの海上発射試験を実施するとともに、試験データの解析などを行い、要求性能を満たしていることなどを確認した。現在、米国は開発作業の一環として、イージス・システムとSM-3ブロックⅡAやレーダー間のデータ連接の確認を実施しており、わが国としても引き続き必要に応じて協力することとしている。

3 ゲリラや特殊部隊による攻撃などへの対応

高度に都市化・市街化が進んでいるわが国においては、少数の人員による潜入、攻撃であっても、平和と安全に対する重大な脅威となり得る。こうした事案には、潜入した武装工作員[29]などによる不法行為や、わが国に対する武力攻撃の一形態であるゲリラや特殊部隊による破壊工作など、様々な態様がある。

(1) 基本的考え方

侵入者の実態や生起している事案の状況が不明な段階においては、第一義的には警察機関が対処を実施し、防衛省・自衛隊は情報収集、自衛隊施設の警備強化を実施する。状況が明確化し、一般の警察力で対処が可能な場合、必要に応じ警察官の輸送、各種機材の警察への提供などの支援を行い、一般の警察力で対処が不可能な場合は、治安出動により対処する。さらに、わが国に対する武力攻撃と認められる場合には防衛出動により対処する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処

ゲリラや特殊部隊による攻撃の態様としては、民間の重要インフラ施設などの破壊や人員に対する襲撃、要人暗殺などがあげられる。

ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処にあたっては、速やかに情報収集態勢を確立し、沿岸部での警戒監視、重要施設の防護並びに侵入したゲリラや特殊部隊の捜索及び撃破を重視して対応する。警戒監視による早期発見や兆候の察知に努め、必要に応じ、原子力発電所などの重要施設の防護のために部隊を配置し、早期に防護態勢を確立する。そのうえで、ゲリラや特殊部隊が領土内に潜

27 具体的には、06（平成18）年、米軍車力通信所にTPY-2レーダー（いわゆる「Xバンド・レーダー」）が、同年10月には沖縄県にペトリオットPAC-3が、07（平成19）年10月には青森県に統合戦術地上ステーション（JTAGS）が配備された。また、14（平成26）年12月には、米軍経ヶ岬通信所に2基目のTPY-2レーダーが配備された。さらに、15（平成27）年10月、16（平成28）年3月及び18（平成30）年5月には、米軍BMD能力搭載イージス艦が横須賀海軍施設（神奈川県横須賀市）に配備された。

28 これらの日米共同開発に関しては、わが国から米国に対して、BMDにかかわる武器を輸出する必要性が生じる。これについて、04（平成16）年12月の内閣官房長官談話において、BMDシステムに関する案件は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないとされた。このような経緯を踏まえ、SM-3ブロックⅡAの第三国移転は、一定の条件のもと、事前同意を付与できるとわが国として判断し、11（平成23）年6月の日米安全保障協議委員会（「2＋2」）の共同発表においてその旨を発表した。なお、14（平成26）年4月、防衛装備移転三原則（移転三原則）が閣議決定されたが、同決定以前の例外化措置については、引き続き移転三原則のもとで海外移転を認め得るものと整理されている。

29 殺傷力の強力な武器を保持し、わが国において破壊活動などの不法行為を行う者

図表Ⅲ-1-2-10 ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例

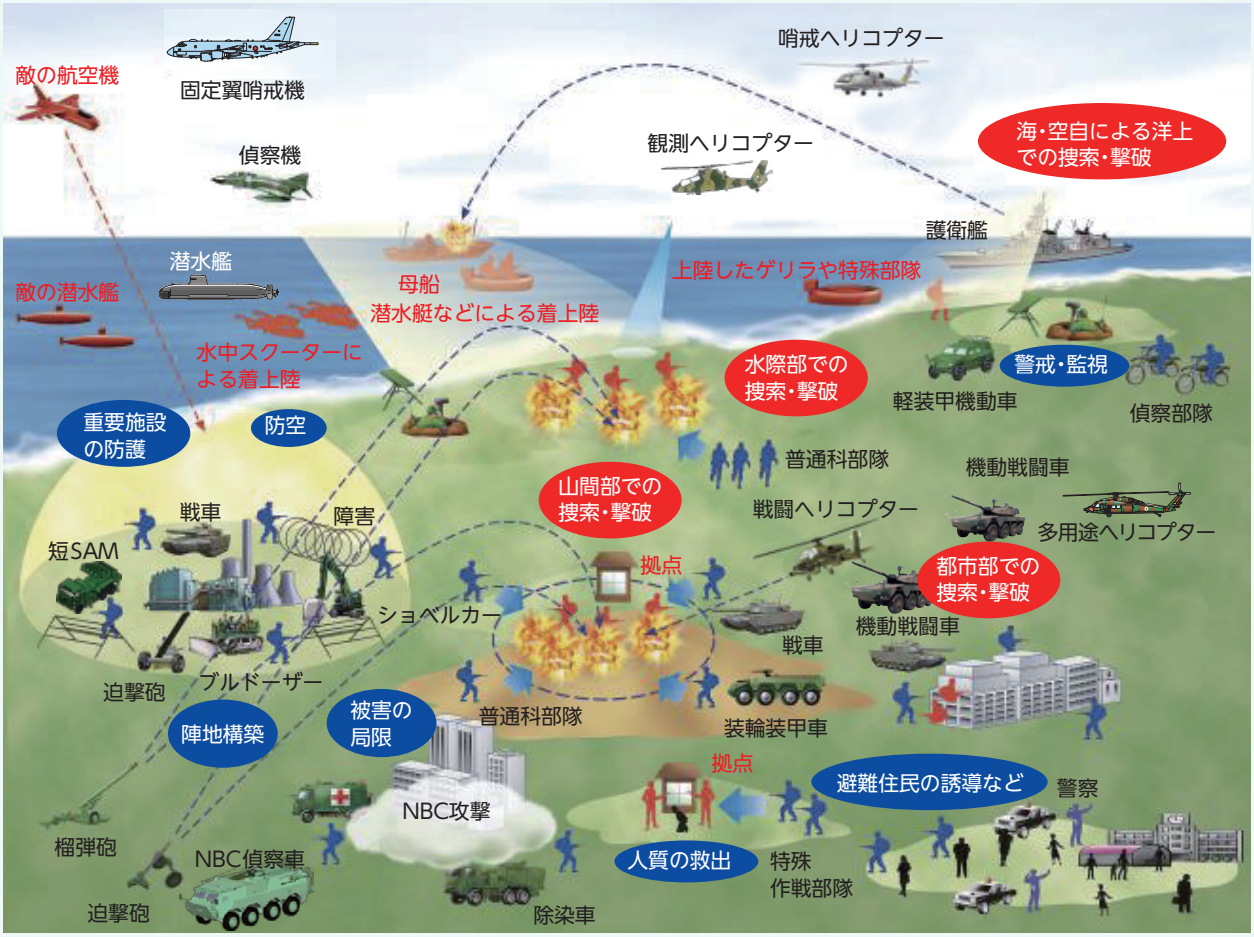

入した場合、偵察部隊や航空部隊などにより捜索・発見し、速やかに戦闘部隊を展開させたうえで、これを包囲し、捕獲又は撃破する。

なお、新中期防においては、効果的かつ効率的に対処する能力を向上させるため、引き続き、警戒監視態勢の向上、原子力発電所などの重要施設の防護及び侵入部隊の捜索・撃破のための取組を行っていくこととしている。

参照 図表Ⅲ-1-2-10（ゲリラや特殊部隊による攻撃に対処するための作戦の一例）

(3) 武装工作員などへの対処

ア　基本的考え方

武装工作員などによる不法行為には、警察機関が第一義的に対処するが、自衛隊は、生起した事案の様相に応じて対応する。その際、警察機関との連携が重要であり、治安出動に関しては自衛隊と警察との連携要領についての基本協定[30]や陸自の師団などと全都道府県警察との間での現地協定などを締結している[31]。

参照 Ⅱ部5章2節3項1（治安出動）

イ　防衛省・自衛隊の取組

陸自は各都道府県警察との間で、全国各地で共同実動訓練を継続して行っており、12（平成24）年以降は各地の原子力発電所の敷地においても実施[32]するなど、連携の強化を図っている。さらに、海自と海上保安庁との間でも、継続して不審船対処にかかる共同訓練を実施している。

30 防衛庁（当時）と国家公安委員会との間で締結された「治安出動の際における治安の維持に関する協定」（1954（昭和29）年に締結。00（平成12）年に全部改正）
31 04（平成16）年には、治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針を警察庁と共同で作成している。
32 12（平成24）年には伊方発電所（愛媛県）、13（平成25）年には泊発電所（北海道）、美浜発電所（福井県）、14（平成26）年には島根原子力発電所（島根県）、15（平成27）年には東通原子力発電所（青森県）、柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）、16（平成28）年には高浜発電所（福井県）、17（平成29）年には浜岡原子力発電所（静岡県）、志賀原子力発電所（石川県）、19（平成31）年には玄海原子力発電所（佐賀県）の敷地においても訓練を実施している。

治安出動下令下における共同要領について訓練を実施する
山形県警の警察官と陸自隊員（18（平成30）年2月）

(4) 核・生物・化学兵器への対処

近年、大量無差別の殺傷や広範囲な地域の汚染が生じる核・生物・化学（NBC）兵器とその運搬手段及び関連資器材が、テロリストや拡散懸念国などに拡散する危険性が強く認識されている。1995（平成7）年3月の東京での地下鉄サリン事件[33]などは、こうした兵器が使用された例である。

Nuclear, Biological and Chemical

ア　基本的考え方

わが国でNBC兵器が使用され、これが武力攻撃に該当する場合、防衛出動によりその排除や被災者の救援などを行う。また、武力攻撃に該当しないが一般の警察力で治安を維持することができない場合、治安出動により関係機関と連携して武装勢力などの鎮圧や被災者の救援を行う。さらに、防衛出動や治安出動に該当しない場合であっても、災害派遣や国民保護等派遣により、陸自の化学科部隊や各自衛隊の衛生部隊を中心に被害状況に関する情報収集、除染活動、傷病者の搬送、医療活動などを関係機関と連携して行う。

イ　防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、NBC兵器による攻撃への対処能力を向上するため、陸自の中央特殊武器防護隊、対特殊武器衛生隊などを保持しているほか、化学及び衛生科部隊の人的充実を行っている。さらに、特殊な災害に備えて初動対処要員を指定し、約1時間で出動できる態勢を維持している。

海自及び空自においても、艦船や基地などにおける防護器材の整備を行っている。

4 侵略事態への備え

新防衛大綱は、主に冷戦期に想定されていた大規模な陸上兵力を動員した着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、必要な範囲に限り保持することとしている。

わが国に対する武力攻撃があった場合、自衛隊は防衛出動により対処する。その際の対応としては、①防空のための作戦、②周辺海域の防衛のための作戦、③陸上の防衛のための作戦、④海上交通の安全確保のための作戦などに区分される。なお、これらの作戦の遂行に際し、米軍は「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）にあるとおり、自衛隊が行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を行う。

(1) 防空のための作戦

周囲を海に囲まれたわが国の地理的な特性や現代戦の様相[34]から、わが国に対する本格的な侵攻が行われる場合には、まず航空機やミサイルによる急襲的な航空攻撃が行われ、また、こうした航空攻撃は幾度となく反復されると考えられる。防空のための作戦[35]においては、敵の航空攻撃に即応して国土からできる限り遠方の空域で迎え撃ち、敵に航空優勢を獲得させず、国民と国土の被害を防ぐとともに、敵に大きな損害を与え、敵の航空攻撃の継続を困難にするよう努める。

(2) 周辺海域の防衛のための作戦

島国であるわが国に対する武力攻撃が行われる場合には、航空攻撃に加えて、艦船などによるわが国船舶への攻撃やわが国領土への攻撃などが考えられる。また、大規模な陸上部隊をわが国領土

33 通勤客で混雑する地下鉄車内にオウム真理教信者が猛毒のサリンを散布し、死者12名（オウム真理教教祖麻原彰晃こと松本智津夫に対する判決で示された死者数）などを出した事件。自衛隊は、車内、駅構内の除染、警察の鑑識支援を行った。

34 現代戦においては、航空作戦は戦いの勝敗を左右する重要な要素となっており、陸上・海上作戦に先行又は並行して航空優勢を獲得することが必要である。

35 防空のための作戦は、初動対応の適否が作戦全般に及ぼす影響が大きいなどの特性を有する。このため、平素から即応態勢を保持し、継続的な情報の入手に努めるとともに、作戦の当初から戦闘力を迅速かつ総合的に発揮することなどが必要である。

に上陸させるため、輸送艦などの活動も予想される。周辺海域の防衛のための作戦は、洋上における対処、沿岸海域における対処、主要な海峡における対処及び周辺海域の防空からなる。これら各種作戦の成果を積み重ねて敵の侵攻を阻止し、その戦力を撃破、消耗させることにより周辺海域を防衛する。

(3) 陸上の防衛のための作戦

わが国を占領するには、侵攻国は海上・航空優勢を得て、海から地上部隊を上陸、空から空挺部隊などを降着陸させることとなる。

侵攻する地上部隊や空挺部隊は、艦船や航空機で移動している間や着上陸前後は、組織的な戦闘力の発揮が困難という弱点があり、この弱点を捉え、できる限り沿岸海域と海岸地域の間や着陸地点において、早期に撃破することが必要である。

(4) 海上交通の安全確保のための作戦

わが国は、資源や食料の多くを海外に依存しており、海上交通路はわが国の生存と繁栄の基盤を確保するための生命線である。また、わが国に対する武力攻撃などがあった場合、海上交通路は、継戦能力の維持やわが国防衛のため米軍が来援する際の基盤となる。

海上交通の安全確保のための作戦では、対水上戦、対潜戦、対空戦、対機雷戦などの各種作戦を組み合わせて、哨戒[36]、船舶の護衛、海峡・港湾の防備を実施するほか、航路帯[37]を設定してわが国の船舶などを直接護衛する。なお、海上交通路でのわが国の船舶などに対する防空（対空戦）は護衛艦が行い、状況により戦闘機などの支援を受ける。

5 国民保護に関する取組

(1) 国民の保護に関する基本指針及び防衛省・自衛隊の役割

05（平成17）年3月、政府は、国民保護法第32条に基づき、国民の保護に関する基本指針（「基本指針」）を策定した。この基本指針においては、武力攻撃事態の想定を、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型に整理し、その類型に応じた国民保護措置の実施にあたっての留意事項を定めている。

愛知県における国民保護訓練において、
関係機関と共同して搬送を行う陸自隊員（19（平成31）年1月）

防衛省・自衛隊は、国民保護法及び基本指針に基づき、防衛省・防衛装備庁国民保護計画を策定している。この中で自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障のない範囲で住民の避難・救難の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施するとしている。

参照　Ⅱ部5章2節1項4（国民保護）

(2) 国民保護措置を円滑に行うための防衛省・自衛隊の取組

ア　国民保護訓練

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、関係省庁や地方公共団体などとの連携要領について、平素から訓練を実施しておくことが重要であり、防衛省・自衛隊は、関係省庁の協力のもと、地方公共団体などの参加も得て訓練を主催しているほか、関係省庁や地方公共団体が実施する国民保護訓練に積極的に参加・協力している。

例えば、19（平成31）年1月には、愛知県豊田市において、国（内閣官房及び消防庁）や地方公共団体（愛知県及び豊田市）の主催により、国際

36 敵の奇襲を防ぐ、情報を収集するなどの目的をもって、ある特定地域を計画的に見回ること
37 船舶を通航させるために設けられる比較的安全な海域。航路帯の海域、幅などは脅威の様相に応じて変化する。

スポーツイベント開催時の事案発生を想定した国民保護訓練が行われ、陸海空自衛隊、自衛隊愛知地方協力本部も訓練に参加した。

参照 資料19（国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練への防衛省・自衛隊の参加状況（平成30年度））

イ　地方公共団体などとの平素からの連携

防衛省・自衛隊では、陸自方面総監部や自衛隊地方協力本部などに連絡調整を担当する部署を設置し、地方公共団体などと平素から緊密な連携を確保している。

また、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、都道府県や市町村に国民保護協議会が設置されており、各自衛隊に所属する者や地方防衛局に所属する職員が委員に任命されている。

さらに、地方公共団体は、退職自衛官を危機管理監などとして採用し、防衛省・自衛隊との連携や対処計画・訓練の企画・実施などに活用している。

3 宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応

新防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「③あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波の領域での対応」の考え方は次のとおりである。

平素から、宇宙・サイバー・電磁波の領域において、自衛隊の活動を妨げる行為を未然に防止するため、常時継続的に監視し、関連する情報の収集・分析を行うとともに、かかる行為の発生時には、速やかに事象を特定し、被害の局限、被害復旧などを迅速に行う。また、わが国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する。

さらに、社会全般が宇宙空間やサイバー空間への依存を高めていく傾向などを踏まえ、関係機関との適切な連携・役割分担のもと、政府全体としての総合的な取組に寄与する。

以下において、この役割に基づく取組について説明する。

1 宇宙領域での対応

(1) 政府全体としての取組

12（平成24）年7月に内閣府に設置された宇宙戦略室[38]が、政府全体の宇宙開発利用に関する政策の企画・立案・調整などを行っている。宇宙政策を巡る環境の変化や、13（平成25）年に閣議決定された国家安全保障戦略を踏まえ、15（平成27）年1月には、内閣に設置されている宇宙開発戦略本部において、宇宙基本計画[39]が決定された。この計画は、産業界における投資の「予見可能性」を高め、産業基盤を強化するための、今後20年程度を見据えた10年間の長期整備計画となっており、①宇宙安全保障の確保、②民生分野における宇宙利用の推進、③宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化を目標としている。また、宇宙システムへの依存度と宇宙空間の脅威・リスクが高まる中、脅威・リスクの探知・回避、システム自体の抗たん性強化、早期の機能回復などにより、宇宙空間の安定的利用を確保するため、宇宙システムの機能保証（Mission Assurance）にかかる取組を進めている。

16（平成28）年11月には、わが国の宇宙開発利用の進展に対応していくため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（宇宙活動法）、及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（衛星リモセン法）が国会にて可決され、17（平成29）年11月には、宇宙活動法の一部及び衛星リモセン法が施行された。また、18（平成30）年11月には、宇宙活動法が本施行された。

宇宙活動法では、打上げの許可制や、賠償措置義務、政府補償など、わが国の宇宙開発及び利用における公共の安全確保及び当該損害の被害者の迅速な保護を図るために必要な事項が定められた。また、衛星リモセン法では、①リモセン装置の使用の許可、②リモセン記録（いわゆる衛星画

38 16（平成28）年4月に、宇宙戦略室から宇宙開発戦略推進事務局に改組された。
39 16（平成28）年4月1日閣議決定

図表Ⅲ-1-2-11 安全保障分野における宇宙利用のイメージ

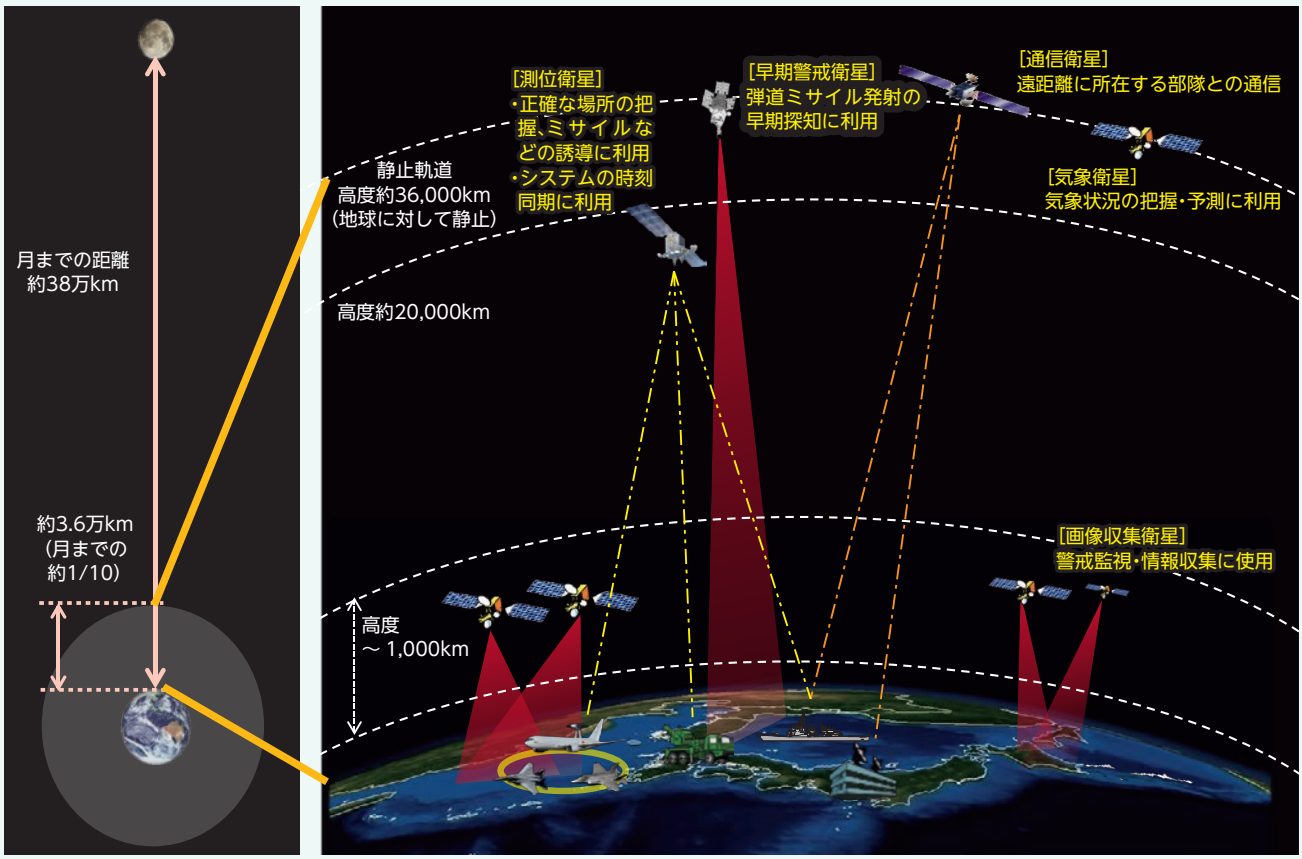

像）を取扱う者の認定や③衛星リモセン記録の提供の禁止の制度などが定められた。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

情報収集、通信、測位などのための人工衛星の活用は領域横断（クロス・ドメイン）作戦の実現に不可欠である一方、宇宙空間の安定的利用に対する脅威は増大している。

防衛省・自衛隊では、これまでも、人工衛星を活用した情報収集能力や指揮統制・情報通信能力の強化、宇宙状況監視の取組などを通じて、効果的・安定的な宇宙空間の利用確保に努めてきたが、今後は、これまでの取組に加え、新中期防に基づき、①宇宙空間の安定的利用を確保するための宇宙状況監視（SSA）体制の構築、②宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位などの各種能力の向上、③電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力の強化に取り組んでいくこととしている。

Space Situational Awareness

また、こうした取組に際しては、④宇宙航空研究開発機構（JAXA）などの関係機関や米国などの関係国との連携強化を図るとともに、宇宙領域を専門とする部隊や職種の新設などの体制構築や、宇宙分野での人材育成と知見の蓄積を進めることとしている。

Japan Aerospace Exploration Agency

参照 図表Ⅲ-1-2-11（安全保障分野における宇宙利用のイメージ）

ア　宇宙状況監視（SSA）体制の構築

宇宙空間を利用するにあたっては、その安定的な利用を確保する必要がある。しかしながら、宇宙空間において、宇宙ゴミ（デブリ）が急激に増加しており、デブリと人工衛星が衝突して衛星の機能が著しく損なわれる危険性が増大している。また、人工衛星に接近して妨害・攻撃・捕獲するキラー衛星の開発・実証試験が進められていると推測されており、宇宙空間の安定的利用に対する脅威が増大している。

このため、防衛省としては、宇宙基本計画を踏まえ、JAXAなどの国内関係機関や米国と連携しつつ、宇宙を監視し、正確に状況を認識するため

図表Ⅲ-1-2-12 宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組

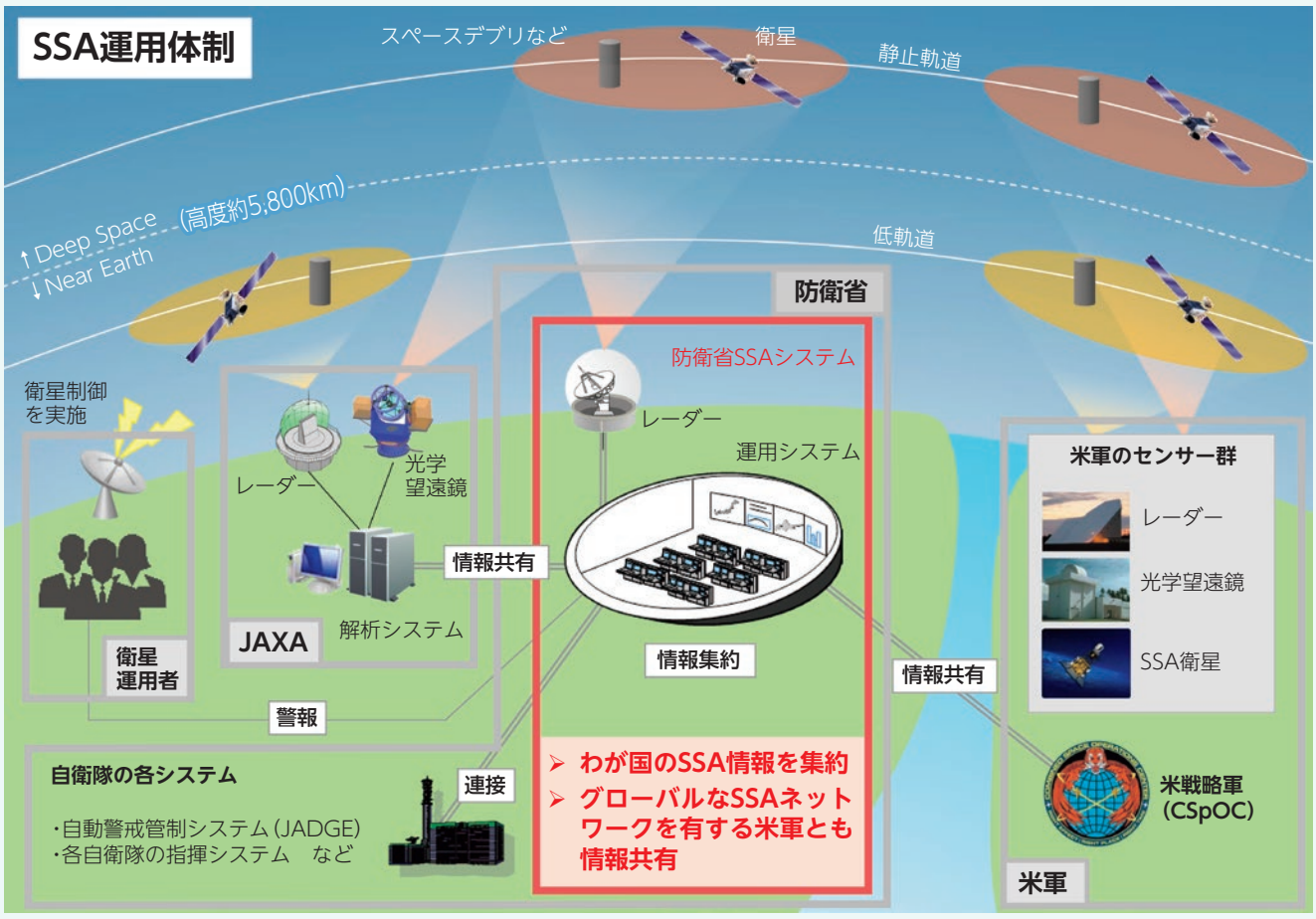

の宇宙状況監視（SSA）体制を令和４（2022）年度までに構築することを目指しており、わが国の人工衛星にとって脅威となる宇宙ゴミなどを監視するためのレーダーと情報の収集・処理・共有などを行う運用システムの整備を進めている。また、空自において、それらを運用する宇宙領域専門部隊を１個隊新編するとともに、宇宙領域を専門とする職種を新設することとしている。

その際、関係政府機関などが一体となった効果的な運用体制を構築していく必要がある。この点、JAXAは、低高度周回軌道（高度1,000km以下）を監視する能力を有するレーダー及び静止軌道（高度約３万6,000km）を監視する能力を有する光学望遠鏡を整備する計画を進めており、防衛省が整備する主として静止軌道を監視する能力を有するレーダーと合わせ、わが国として効率良く宇宙空間を監視する体制が整う計画となっている。また、運用システムについては、令和４（2022）年度までに、JAXAに加え、米軍のシステムとも連接するよう、必要な調整を進めている。

さらに、今後は、前述のわが国の人工衛星にとって脅威となる宇宙ゴミなどを監視するためのレーダーに加えて、相互補完的な監視を可能とする宇宙設置型光学望遠鏡であるSSA衛星や、低軌道の人工衛星との距離を計測する地上設置型SSAレーザー測距装置を導入することとしており、その費用、機能、性能などについて検討するための経費を令和元（2019）年度予算に計上した。

参照 図表Ⅲ-1-2-12（宇宙状況監視（SSA）体制構築に向けた取組）

イ　宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位などの各種能力の向上

防衛省・自衛隊では、これまでも人工衛星を活用した情報収集、通信、測位などを行ってきたが、防衛省・自衛隊が任務を効果的かつ効率的に遂行していくためには、これらの各種能力をさらに充実させる必要がある。

このため、情報収集・警戒監視については、情報収集衛星（IGS）、超小型衛星を含む商用衛星な

Information Gathering Satellite

どの利用による衛星画像の重層的な取得を通じ、情報収集能力の強化を図ることとしている。また、引き続き、JAXAが運用する人工衛星（ALOS-2）から得られる画像や、船舶自動識別装置（AIS：Automatic Identification System）などからの情報を利用するとともに、2波長赤外線センサの研究[40]を行っていくこととしている。

通信については、これまで、部隊運用で極めて重要な指揮統制などの情報通信に使用するため、17（平成29）年1月、防衛省として初めて所有・運用するXバンド防衛通信衛星「きらめき2号」を、18（平成30）年4月には「きらめき1号」を打ち上げた。今後、将来の通信所要などの増大を踏まえ、通信の統合化や高速・大容量化を図るため、「きらめき3号」の着実な整備を進め、Xバンド防衛通信衛星全3機体制の早期実現を目指すとともに、次期防衛通信衛星の調査研究を行う予定である。

測位については、これまで、多数の装備品にGPS受信端末を搭載し、精度の高い自己位置の測定や誘導弾の誘導精度向上など、高度な部隊行動を支援する重要な手段として活用してきた。これに加え、18（平成30年）11月より、内閣府の準天頂衛星システムのサービスが開始されたことから、費用対効果を踏まえつつ、準天頂衛星を含む複数の測位衛星信号の利活用による冗長性の確保についても検討することとしている。

ウ　宇宙利用の優位を確保するための能力の強化

人工衛星の活用が、安全保障の基盤として死活的に重要な役割を果たしている一方で、一部の諸外国が、キラー衛星や衛星攻撃ミサイルなどの対衛星兵器の開発を進めているとみられていることから、防衛省・自衛隊においても、Xバンド防衛通信衛星などの人工衛星の抗たん性を向上させる必要がある。

このため、わが国衛星の脆弱性への対応を検討・演練するための訓練用装置や、わが国衛星に対する電磁妨害状況を把握する装置を新たに導入することとし、令和元（2019）年度予算には、そのための調査研究[41]に必要な経費を計上した。

また、電磁波領域と連携して、相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を構築することとしている。

エ　関係機関や米国などの関係国との連携強化

防衛省が宇宙開発利用を効果的に推進していくためには、先進的な知見を有するJAXAなどの関係機関や米国などの関係国との協力を進めていくことが不可欠である。

現在、防衛省とJAXAの間では、前述のSSAの整備や2波長赤外線センサの実証研究などにおける連携協力のほか、航空自衛官を筑波宇宙センターに派遣するなどの人材交流も行っている。

また、米国との間では、宇宙分野における日米防衛当局間の協力を一層促進する観点から、15（平成27）年4月には、「日米宇宙協力ワーキンググループ」（SCWG：Space Cooperation Working Group）を設置し、これまでに5回の会合を開催した。引き続き、①宇宙に関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③専門家の育成・確保のための協力、④机上演習の実施など、幅広い分野での検討を推進している。

こうした取組の一環として、防衛省は、米戦略軍主催のSSA多国間机上演習「グローバル・センチネル」に16（平成28）年から毎年参加しており、SSA運用にかかる知見を修得するとともに、今後の米国などとの協力強化を図っている。こうしたSSA能力の向上の取組は、宇宙空間における新たな脅威に対する抑止力の向上にも寄与するものである。また、宇宙空間における各国との連携強化や、将来の宇宙政策立案の資とするため、18（平成30）年10月、米空軍宇宙コマンド主催の多国間机上演習である「シュリーバー演習」に初めて参加した。なお、米国以外では、フランス、EU及びインドなどとの間で宇宙対話などにも取り組んでいる。

参照　3章3節1項（宇宙領域の利用にかかる協力）

40　探知性、識別性に優れた2波長赤外線センサをJAXAで計画中の「先進光学衛星」に搭載し、宇宙環境において動作させるための研究を実施している。
41　宇宙を利用したC4ISRの機能強化のための調査研究などとして、新たに、①宇宙領域における電磁波監視態勢の在り方に関する調査研究、②人工衛星の脆弱性とその対策に関する調査研究、③宇宙空間の安定的な利用に係る調査研究を計上

解説 多国間机上演習「シュリーバー演習」への参加

18（平成30）年10月、防衛省・自衛隊は、わが国の他の宇宙関連組織など（国家安全保障局、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省、内閣衛星情報センター、宇宙航空研究開発機構（JAXA））とともに、米空軍宇宙コマンドが主催する多国間机上演習「シュリーバー演習」にわが国として初めて参加しました。

「シュリーバー演習」はおおむね10年先の将来を想定した、宇宙における各種状況への対応について、戦略レベルから作戦レベルにわたる幅広い議論を行う多国間机上演習です。今回の演習には米国のほか、イギリス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、フランス、ドイツも参加しました。

近年、スペースデブリや対衛星兵器など、宇宙空間の安定的利用を妨げ得るリスクが深刻化している中、関係省庁や国際社会とも連携しつつ、これらのリスクに実効的に対応することは安全保障上、極めて重要です。「シュリーバー演習」においては、宇宙という新たな領域における、米国及びパートナー諸国との連携のあり方について、幅広い議論を実施することができました。防衛省・自衛隊としては、今後とも、このような機会を活用し、新たな領域における関係各国との連携のさらなる強化に向けて取り組んでまいります。

わが国からのシュリーバー演習への参加者

2 サイバー領域での対応

(1) 政府全体としての取組など

サイバーセキュリティに関し、平成30（2018）年度に政府機関に対する不審な通信として検知されたもののうち、対処の要否について確認を要する事象が、マルウェア感染の疑いは111件、標的型攻撃は66件検知されるなど、引き続き十分な警戒を要する状況である[42]。

増大するサイバーセキュリティに対する脅威に対応するため、14（平成26）年11月には、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、わが国の安全保障などに寄与することを目的としたサイバーセキュリティ基本法が成立した。

これを受けて、15（平成27）年1月には、内閣にサイバーセキュリティ戦略本部が、内閣官房に内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）[43]が設置され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととなった。また、同年9月には、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ戦略が策定され、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出、発展させ、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、国際社会の平和、安定及びわが国の安全保障に寄与することとされた。さらに、18（平成30）年7月には、同戦略の見直しがなされ、前戦略における基本的な立場を堅持するとともに、持続的な発展のためのサイバーセキュリティの推進や、3つの観点（①サービス提供者の任務保証、②リスクマネジメント、③参加・連携・協働）からの取組を推進することとされた。

National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

42 「サイバーセキュリティ2019」（19（令和元）年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）による。

43 サイバーセキュリティ基本法の成立に伴い、15（平成27）年1月に、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC：National Information Security Center）から、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC：National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity）に改組され、サイバーセキュリティにかかる政策の企画・立案・推進と、政府機関、重要インフラなどにおける重大なサイバーセキュリティインシデント対策・対応の司令塔機能を担うこととされた。

図表Ⅲ-1-2-13 防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策

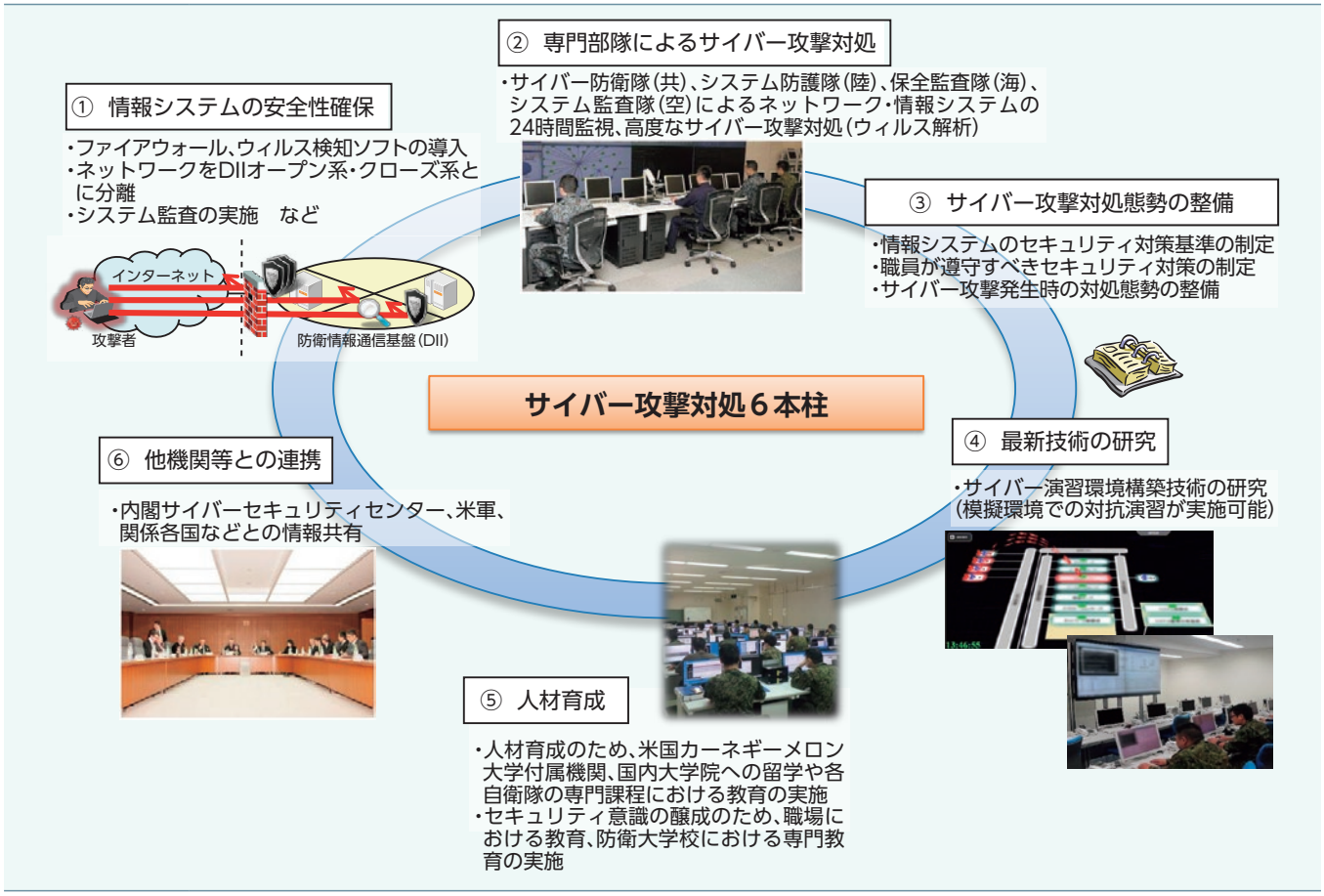

高度化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するサイバー防衛隊員

(2) 防衛省・自衛隊の取組

サイバー領域を活用した情報通信ネットワークは、様々な領域における自衛隊の活動の基盤であり、これに対する攻撃は、自衛隊の組織的な活動に重大な障害を生じさせる。

防衛省・自衛隊では、これまでも、情報通信システムの安全性を確保するための侵入防止システムなどの導入及びサイバー防護分析装置などの防護システムの整備、自衛隊指揮通信システム隊などによる24時間態勢での通信ネットワークの監視やサイバー攻撃[44]への対処、サイバー攻撃対処に関する態勢や要領を定めた規則[45]の整備、最新技術の研究、人材育成、他機関などとの連携など、総合的な施策を行ってきた。

今後は、これまでの取組に加え、新防衛大綱に基づき、有時において、わが国への攻撃に際して、当該攻撃に用いられる相手方のサイバー空間の利用を妨げる能力を含め、サイバー防衛能力の抜本的強化を図ることとしている。具体的には、新中期防において、①サイバーセキュリティ確保のための態勢整備、②最新のリスク、対応策及び技術動向の把握、③人材の育成・確保を行うとともに、④政府全体への取組へも寄与することとしている。

参照 図表Ⅲ-1-2-13（防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策）、資料20（防衛省のサイバーセキュリティに関する近年の取組）

44 情報通信ネットワークや情報システムなどの悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃（分散サービス不能攻撃）など

45 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）などがある。

ア　サイバーセキュリティ確保のための態勢整備

（ア）サイバー防衛隊などの体制拡充

サイバー防衛隊については、14（平成26）年3月に、自衛隊指揮通信システム隊のもとに新編した後、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応するため、平成30（2018）年度には約110名から約150名に増員するなど、体制の強化を図ってきた。今後は、令和元（2019）年度に、サイバー防衛隊をさらに約70名増員し、約220名へと拡充するとともに、令和5（2023）年度までに、現在の自衛隊指揮システム通信隊の体制を見直し、共同の部隊としてサイバー防衛部隊を新編することとしている。

（イ）情報収集、調査分析機能の強化など

いかなる状況においても防衛省・自衛隊のシステム・ネットワークの機能を確保するためには、当該能力を支える情報収集、調査分析機能や実戦的訓練機能などを強化する必要がある。

このため、①サイバー攻撃の兆候や手法に関する情報収集を行う情報収集装置、②マルウェアの分析などを行うサイバー防護分析装置の機能強化を図るとともに、③攻撃部隊と防護部隊による対抗形式の演習を行うためのサイバー演習環境の整備などの取組を継続していくこととしている。

イ　最新のリスク、対応策及び技術動向の把握

サイバー攻撃に対して、迅速かつ的確に対応するためには、民間部門との協力、同盟国などとの戦略対話や共同訓練などを通じ、サイバーセキュリティにかかる最新のリスク、対応策、技術動向を常に把握しておく必要がある。このため、民間企業や同盟国である米国をはじめとする諸外国と効果的に連携していくこととしている。

（ア）民間企業などとの協力

国内においては、13（平成25）年7月に、サイバーセキュリティに関心の深い防衛産業10社程度をコアメンバーとする「サイバーディフェンス連携協議会」（CDC）を設置し、共同訓練などを通じて、防衛省・自衛隊と防衛産業双方のサイバー攻撃対処能力向上に取り組んでいる。

Cyber Defense Council

（イ）米国との協力

同盟国である米国との間では、共同対処も含め包括的な防衛協力が不可欠であることから、防衛当局間の枠組みとして「日米サイバー防衛政策ワーキンググループ」（CDPWG）を設置した。この枠組みでは、①サイバーに関する政策的な協議の推進、②情報共有の緊密化、③サイバー攻撃対処を取り入れた共同訓練の推進、④専門家の育成・確保のための協力などについて、6回にわたり会合を実施している。また、15（平成27）年5月には今後の具体的な協力の方向性を示した共同声明を発表した。

Cyber Defense Policy Working Group

また、日米両政府全体の取組である「日米サイバー対話」への参加や、02（平成14）年より議論を重ねてきた、防衛当局間の枠組みである「日米ITフォーラム」の開催、米陸軍のサイバー教育機関への連絡官の派遣を通じ、米国との連携強化を一層推進していくこととしている。

（ウ）その他の国などとの協力

防衛省においては、英国、NATOなどとの間で、防衛当局間によるサイバー協議などを行うとともに、NATOやCCDCOEが主催するサイバー防衛演習へのオブザーバー参加などを続けている。また、シンガポール、ベトナムなどの防衛当局間で、ITフォーラムを実施し、サイバーセキュリティを含む情報通信分野の取組及び技術動向に関する意見交換を行っている。

North Atlantic Treaty Organization

Cooperative Cyber Defence Centre of Excellence

参照 3章3節2項（サイバー領域の利用にかかる協力）

ウ　人材の育成・確保

自衛隊のサイバー防衛能力を強化するためには、サイバーセキュリティに関する高度かつ幅広い知識を保有する人材を確保することが必要である。このため、①サイバー共通教育[46]の実施、②国内外の大学などへの留学、③防衛省における高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT人材に対する適切な処遇の確保[47]、④民間企業における実務経験を積んだ者を採用する官民人事交流制度や役務契約などによる外部人材の活用の検討などに取り組んでいくこととしている。

46 各自衛隊が実施するIT関連の教育を修了した者に対して、共通的なサイバーセキュリティに関する教育を行うもの
47 政府の「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（16（平成28）年3月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づく施策

図表Ⅲ-1-2-14 電子戦能力と電磁波管理能力のイメージ

エ　政府全体としての取組への寄与

防衛省は、警察庁、総務省、経済産業省、外務省と並んで、サイバーセキュリティ戦略本部の構成員として、NISCを中心とする政府横断的な取組に対し、サイバー攻撃対処訓練への参加や人事交流、サイバー攻撃に関する情報提供などを行っているほか、CYMATに対し要員を派遣している。

CYber incident Mobile Assistance Team

また、NISCが実施している府省庁の情報システムの侵入耐性診断を行うにあたり、自衛隊が有する知識・経験の活用について検討することとしている。

3 電磁波領域での対応

電磁波[48]は、従来から指揮通信や警戒監視などに使用されてきたが、技術の発展により、その活用範囲や用途が拡大し、現在の戦闘様相における攻防の最前線として、主要な領域の一つと認識されるようになってきている[49]。このため、防衛省・自衛隊においても、新防衛大綱などに基づき、①電磁波の利用を適切に管理・調整する機能の強化、②電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築、③わが国への侵攻を企図する相手方のレーダーや通信などを無力化するための能力の強化などに取り組み、電磁波領域の優越を確保するための能力を獲得・強化していくこととしている[50]。

(1) 電磁波の利用を適切に管理・調整する機能の強化

電磁波を効果的、積極的に利用して戦闘を優位に進めるためには、敵による電磁波の利用とその効果を妨げつつ、味方による電磁波の利用とその効果を確保する電子戦能力に加えて、電磁波の周波数や利用状況を一元的に把握・調整し、部隊などに適切に周波数を割り当てる電磁波管理能力を構築することが必要である。

このため、令和元(2019)年度予算においては、①電磁波領域の適切な活用のための企画・立案機能や、他省庁との調整機能などの強化のため、整備計画局情報通信課に「電磁波政策室」を、②自衛隊の統合運用を円滑に実施するための電磁波領域における能力にかかる企画・検討などを行うため、統幕指揮通信システム部指揮通信システム企画課に「電磁波領域企画班(仮称)」を新設し、これら電磁波領域の専門部署を中心に電磁波管理能

48 電波や赤外線、可視光線などの総称
49 電磁波を用いた攻撃の一つに、核爆発などにより、瞬時に強力な電磁波を発生させ、システムをはじめとする電子機器に過負荷をかけ、誤作動させたり破壊したりする電磁パルス攻撃がある。このような攻撃は、防衛分野のみならず国民生活全体に影響がある可能性があり、政府全体で必要な対策を検討していくこととしている。
50 このほか、防衛省・自衛隊においては、各自衛隊の情報を全国で共有するために必要となる通信網の多重化を推進するほか、電磁パルス防護の観点を踏まえた研究を行っている。

力の構築を進めていくこととしている。

参照 図表Ⅲ-1-2-14（電子戦能力と電磁波管理能力のイメージ）

(2) 電磁波に関する情報収集・分析能力の強化及び情報共有態勢の構築

電磁波の領域での戦闘を優位に進めるためには、平時から有事までのあらゆる段階において、電磁波に関する情報を収集・分析し、これを味方の部隊で適切に共有することが重要である。

このため、電波情報収集機及び地上電波測定装置などを整備するほか、陸上総隊隷下に電磁波に関する情報収集などを行う電磁波作戦部隊を新編することなどにより、情報収集・分析能力を強化することとしている。また、それらの情報を確実なセキュリティを確保したうえで各自衛隊において共有するため、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上、防衛情報通信基盤（DII）を含む各自衛隊間のシステムの連接及びデータリンクの整備を推進することとしている。

(3) わが国への侵攻を企図する相手方のレーダーや通信などを無力化するための能力の強化

平素からの情報収集・分析に基づき、レーダーや通信など、わが国に侵攻を企図する相手方の電波利用を無力化することは、他の領域における能力が劣勢の場合にも、それを克服してわが国の防衛を全うするための一つの手段として有効である。

相手方のレーダーや通信などを無力化するネットワーク電子戦装置

このため、自己防御用の電子妨害／防護能力に優れた戦闘機（F-35A）の整備やネットワーク電子戦装置の整備を行うとともに、戦闘機（F-15）への新たな電子戦装置の搭載、多用機（EP-3）の収集可能な周波数帯域の拡大及び多用機（UP-3D）の電子戦環境模擬能力の向上などによる能力向上を進めることとしている。

さらに、①妨害対象の脅威の対処可能圏外から電波妨害を行うスタンド・オフ電子戦機、②高出力の電子戦装備、③多数の無人機（ドローン）などを瞬間的に無力化できる高出力マイクロウェーブ装置、④瞬時に強力な電磁波を発生させ、電子機器を一時的又は恒久的に無力化することが可能な電磁パルス（EMP）弾などの導入に向けた調査や研究開発を迅速に進めていくこととしている。

Electro Magnetic Pulse

4 大規模災害などへの対応

1 大規模災害などへの対応

自衛隊は、自然災害をはじめとする災害の発生時には、地方公共団体などと連携・協力し、被災者や遭難した船舶・航空機の捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送などの様々な活動を行っている。

(1) 基本的な考え方

新防衛大綱における、防衛力の果たすべき役割のうち、「④大規模災害等への対応」の考え方は、次のとおりである。

大規模災害などの発生に際しては、所要の部隊を迅速に輸送・展開し、初動対応に万全を期すとともに、必要に応じ、対処態勢を長期間にわたり持続する。また、被災住民や被災した地方公共団体のニーズに丁寧に対応するとともに、関係機関、地方公共団体、民間部門と適切に連携・協力し、人命救助、応急復旧、生活支援などを行う。

また、自衛隊は、災害派遣を迅速に行うための初動対処態勢を整えており、この部隊を「FAST-Force（ファスト・フォース）」と呼んでいる。

図表Ⅲ-1-2-15 大規模災害などに備えた待機態勢（基準）

共通 震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに情報収集できる態勢 ※震度5強以上の地震が発生した場合は、航空機による情報収集を実施
FAST-Force（陸自） 全国で初動対処部隊（人員：約3,900名、車両：約1,100両、航空機：約40機）が24時間待機し1時間を基準に出動 各方面隊ごとに、ヘリコプター（映像伝送）、化学防護、不発弾処理などの部隊が待機
FAST-Force（海自） 艦艇待機：地方総監部所在地ごと、1隻の対応艦艇を指定 航空機待機（約20機）：各基地において、15分～2時間を基準に出動
FAST-Force（空自） 航空救難及び緊急輸送任務のための待機（約10～20機）：各基地において、15分～2時間を基準に出動 必要に応じて、対領空侵犯措置のため待機中の航空機が、情報収集のため出動

参照 図表Ⅲ-1-2-15（大規模災害などに備えた待機態勢（基準））、Ⅱ部5章2節4項（災害派遣など）

（2）防衛省・自衛隊の対応

ア　自然災害などへの対応

（ア）平成30年7月豪雨にかかる災害派遣

18（平成30）年7月、東日本から西日本の広い範囲で記録的な大雨により、各地で河川の氾濫、大規模な浸水、土砂災害が多数発生した。このため、自衛隊は、京都府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県及び福岡県の各府県知事からの災害派遣要請を受け、最大74か所の地方公共団体に連絡員約300名を派遣して緊密な連携を図りながら、人命救助、孤立者救助、給水支援、入浴支援、給食支援、物資輸送、水防活動、道路啓開、がれき処理などを実施した。また、支援の一環として、防衛省が契約する民間船舶「はくおう」を活用し、広島県及び岡山県において入浴支援などを実施した。さらに、即応予備自衛官の招集を行い、最大で311名の即応予備自衛官が支援活動に従事した。本派遣の規模は、人員最大約3万3,100名、艦船最大28隻（民間船舶「はくおう」1隻を含む）、航空機最大38機、人命救助・孤立者救助者数2,284名、給水量約1万8,973t、入浴支援者数9万4,119名、給食支援約2万590食に上った。

（イ）平成30年北海道胆振東部地震にかかる災害派遣

18（平成30）年9月、北海道胆振地方中東部を震源とする地震（マグニチュード6.7）が発生し、北海道安平町、厚真町、むかわ町などで、土砂崩れや大規模な停電などが発生した。このため、自衛隊は、北海道知事からの災害派遣要請を受け、最大29か所の地方公共団体に連絡員を派遣して緊密な連携を図りながら、人命救助、道路啓開、給水支援、入浴支援、給食支援を行うとともに、停電復旧のための機材輸送を含む物資輸送や、降雨や土砂などによる厚真ダム崩壊防止のため、水位計の設置や流木などの除去などを実施した。また、防衛省が契約する民間船舶「はくおう」を活用し、北海道苫小牧市において入浴支援などを実

平成30年7月豪雨において、人命救助活動を行う陸自隊員
（18（平成30）年7月）

平成30年北海道胆振東部地震において、行方不明者の捜索にあたる
空自隊員及び空自警備犬（18（平成30）年9月）

施した。さらに、即応予備自衛官の招集を行い、最大で251名の即応予備自衛官が支援活動に従事した。本派遣の規模は、人員最大約2万5,100名、艦船最大9隻（民間船舶「はくおう」1隻を含む）、航空機最大46機、人命救助・孤立者救助者数46名、給水量約1,186t、入浴支援者数2万4,091名、給食支援16万6,963食に上った。

また、本災害派遣において、初めて災害用ドローンを運用し、人員の進入困難な箇所・方向から、災害派遣部隊が人命救助活動などに資する情報を迅速に収集するために活用した。

さらに、多くの病院が大規模停電などにより機能発揮ができない中、災害に強い病院を企図して建て替えを行った自衛隊札幌病院（平成27年開院）は、発災直後より被災者などに対する診療を実施した。

（ウ）給水支援にかかる災害派遣

18（平成30）年10月、山口県周防大島町において、大島大橋に外国船が接触し、送水管が脱落したため断水が発生した。このため、自衛隊は、山口県知事からの災害派遣要請を受け、浄水・給水支援を実施した。本派遣の規模は、人員延べ約500名、車両延べ約170両、造水量約94t、給水量約490tに上った。

（エ）豚コレラにかかる災害派遣

18（平成30）年12月から19（令和元）年6月末までの間に豚コレラの発生が確認された岐阜県、愛知県及び長野県において、速やかに豚の殺処分などの防疫措置を行う必要が生じたため、自衛隊は、各県知事からの災害派遣要請を受け、豚の殺処分などの支援を実施した。これらに対する派遣の規模は、人員延べ約8,000名、車両延べ約1,200両に上った。

（オ）山林火災にかかる災害派遣

18（平成30）年7月から19（令和元）年6月末までに発生した山林火災のうち、長野県、群馬県、埼玉県、和歌山県、栃木県、広島県、静岡県、福島県、青森県、山形県、北海道、東京都、高知県において、自治体により消火活動を実施するも鎮火に至らなかった。このため自衛隊は、各都県知事からの災害派遣要請を受け、空中消火活動などを実施した。本派遣の規模は合計21件で、人員延べ約

VOICE 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害派遣に参加して

第7特科連隊第1特科大隊第2射撃中隊（北海道千歳市）
砲手 陸士長　張山沢（はりやまざわ） 涼介（りょうすけ）

私は、平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害派遣において、所属する大隊の担当区域である厚真町吉野地区で行われた人命救助活動に参加しました。

私はこれまで災害派遣に従事したことがなく、テレビや新聞などで目にした知識やイメージしかありませんでしたが、現地に到着すると想像以上に過酷な光景が広がっており、自衛隊に課せられた任務の重大さを改めて実感しました。

大隊の担当した区域は、地震に伴う土砂崩れで家屋などが数十メートルも流されており、高く積もった倒木や土砂の上を、散乱したベッドや衣類を手がかりに、手作業で行方不明者の捜索をしました。

一刻を争う状況で、降雨の中を夜通し実施した救助活動は大変厳しいものでしたが、1分1秒でも早く助けたいという気持ちと日ごろの訓練で培った体力・気力とをもって任務を完遂することができました。

今回の災害派遣を通じて、自衛隊に対する国民の皆様の強い期待と、それに応えたいという使命感を強く感じました。これからも自衛官として、誇りをもって任務に邁進していきたいと思います。

厚真町人命救助活動（30. 9. 8）

図表Ⅲ-1-2-16 災害派遣の実績（平成30年度）

区分	件数	のべ人員	のべ車両（両）	のべ航空機（機）	のべ艦艇（隻）
風水害・地震など	4	1,291	332	24	0
急患輸送	334	1,693	2	357	0
捜索救助	17	6,638	1,094	99	9
消火支援	49	5,512	374	124	0
その他	26	7,531	1,288	40	2
合　計	430	22,665	3,090	644	11
平成30年7月豪雨	12	約957,000	約49,500	約340	約150
平成30年北海道胆振東部地震	1	約211,000	約17,800	約230	約20

※平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震については、30年度の派遣実績から除く。

9,400名、車両延べ約700両、航空機延べ230機、散水量約4,300t、散水回数1,000回に上った。

参照 図表Ⅲ-1-2-16災害派遣の実績（平成30年度）、資料21（災害派遣の実績（過去5年間））

イ　救急患者の輸送など

自衛隊は、医療施設が不足している離島などの救急患者を航空機で緊急輸送（急患輸送）している。平成30（2018）年度の災害派遣総数443件のうち、334件が急患輸送であり、南西諸島（沖縄県、鹿児島県）や小笠原諸島（東京都）、長崎県の離島などへの派遣が大半を占めている。

また、他機関の航空機では航続距離が短いなどの理由で対応できない、本土から遠く離れた海域で航行している船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害の場合については、海上保安庁からの要請に基づき海難救助を実施しているほか、状況に応じ、機動衛生ユニットを用いて重症患者を空自C-130H輸送機にて搬送する広域医療搬送も行っている。

さらに、平成30（2018）年度には、49件の消火支援を実施しており、そのうち、37件が自衛隊の施設近傍の火災への対応であった。

ウ　原子力災害への対応

防衛省・自衛隊では、原子力災害に対処するため、「自衛隊原子力災害対処計画」を策定している。また、国、地方公共団体、原子力事業者が合同で実施する原子力総合防災訓練に参加し、地方公共団体の避難計画の実効性の確認や原子力災害緊急事態における関係機関との連携強化を図っている。さらに、14（平成26）年10月以降、内閣府（原子力防災担当）に自衛官（19（平成31）年4月1日現在5人）を出向させ、原子力災害対処能力の実効性の向上に努めている。

本土から遠く離れた海域で、急患の発生した船舶の近傍に着水し急患輸送を行う海自US-2（18（平成30）年10月）

エ　各種対処計画の策定

防衛省・自衛隊は、各種の災害に際し十分な規模の部隊を迅速に輸送・展開して初動対応に万全を期すとともに、統合運用を基本としつつ、要員のローテーション態勢を整備することで、長期間にわたる対処態勢の持続を可能とする態勢を整備している。その際、東日本大震災などの教訓を十分に踏まえることとしている。

また、防衛省・自衛隊は、中央防災会議で検討されている大規模地震に対応するため、防衛省防災業務計画に基づき、各種の大規模地震対処計画を策定している。

オ　自衛隊が実施・参加する訓練

自衛隊は、大規模災害など各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、各種の防災訓練を実施しているほか、国や地方公共団体などが行う防災訓練にも積極的に参加し、各省庁や地方公共団体などの関係機関との連携強化を図っている。

（ア）　自衛隊統合防災演習（JXR）

Joint Exercise for Rescue

18（平成30）年6月には、首都直下地震を想定して一部実動訓練を含む総合的な防災訓練を、また、19（令和元）年5月には、東京オリンピック・パラリンピック開催中に首都直下地震が発生した場合における自衛隊の指揮幕僚活動並びに関係機関、米軍などとの連携に関する防災訓練を行い、

災害対処能力の維持・向上を図った。

（イ） 日米共同統合防災訓練（TREX）
Tomodachi Rescue Exercise

18（平成30）年10月、南海トラフ地震発生時における在日米軍との共同対処を実動により実施し、自衛隊と在日米軍との連携による震災対処能力の維持・向上や関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

（ウ） 離島統合防災訓練（RIDEX）
Remote Island Disaster Relief Exercise

18（平成30）年9月、沖縄県が計画する沖縄県総合防災訓練に参加して、離島における突発的な大規模災害への対処について実動により訓練し、自衛隊の離島災害対処能力の維持・向上や関係地方公共団体などとの連携の強化を図った。

（エ） その他

18（平成30）年11月には、陸自東北方面隊が三陸沖地震等発生時における災害対処を実動により訓練する「みちのくALERT2018」を実施し、自治体、関係省庁などとの連携による東北地区の災害対処能力の向上を図った。

さらに、防衛省災害対策本部運営訓練の実施や、「防災の日」総合防災訓練などへも参加している[51]。

カ 地方公共団体などとの連携

災害派遣活動を円滑に行うためには、平素から地方公共団体などと連携を強化することが重要である。このため、①自衛隊地方協力本部に国民保護・災害対策連絡担当官（事務官）を設置、②自衛官の出向（東京都の防災担当部局）及び事務官による相互交流（陸自中部方面隊と兵庫県の間）、③地方公共団体からの要請に応じ、防災の分野で知見のある退職自衛官の推薦などを行っている。19（平成31）年3月末現在、全国46都道府県・348市区町村に495人の退職自衛官が、地方公共団体の防災担当部門などに在籍している。このような人的協力は、防衛省・自衛隊と地方公共団体との連携を強化するうえで極めて効果的であり、東日本大震災などにおいてその有効性が確認された。特に、陸自各方面隊は地方公共団体の危機管理監などとの交流の場を設定し、情報共有・意見交換を行い、地方公共団体との連携強化を図っている。

離島統合防災訓練（RIDEX）における海自輸送艦「おおすみ」への空自CH-47JによるDMAT（災害派遣医療チーム）の輸送（18（平成30）年9月）

また、災害の発生に際しては、各種調整を円滑にするため、部隊などから地方公共団体に対し、迅速かつ効果的な連絡員の派遣を行っている[52]。

参照 資料61（退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況）

キ 防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策に基づく措置

18（平成30）年12月、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策[53]が閣議決定された。本対策において、防衛省としては、防災のための重要インフラ等の機能維持の観点から、自衛隊施設のブロック塀等に対する緊急対策、自衛隊施設に関する緊急対策及び自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策について、集中的に取り組んでいる。

参照 図表Ⅲ-1-2-17（防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策一覧【防衛省】）

2 在外邦人等の保護措置及び輸送への対応

(1) 基本的考え方

防衛大臣は、外国での災害、騒乱、その他の緊

51 記載のほか、平成30（2018）年度の訓練の実施及び参加として、①政府図上訓練、②原子力総合防災訓練、③大規模津波防災総合訓練、④大規模地震時医療活動訓練、⑤九都県市合同防災訓練（連携）、⑥近畿府県合同防災訓練（連携）、⑦地方公共団体などにおける総合防災訓練への参加がある。

52 「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート」（平成30年11月）を踏まえ、防衛省・自衛隊としては、大規模な災害が発生した際には、地方公共団体が混乱している場合もあることを前提に、より多くの被災者を救助・支援するため、自治体からの要請を待つだけではなく、自衛隊の具体的な活動内容を示す「提案型」の支援を積極的に行っていく考えである。

53 平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害により、ブラックアウトの発生、空港ターミナルの閉鎖など、国民の生活・経済に欠かせない重要なインフラがその機能を喪失し、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態が発生したことなどを踏まえ、防災のための重要インフラ等の機能維持及び国民経済・生活を支える重要インフラなどの機能維持の観点から、各府省庁が3年間で集中的に実施すべきハード・ソフト対策について定めている。

図表Ⅲ-1-2-17 防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策一覧【防衛省】

緊急対策名	緊急対策の概要	緊急対策期間
自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震を踏まえ、民有地・公道に接する自衛隊施設の敷地境界を対象に、ブロック塀等の外観の安全点検を行い、現行の建築基準法に適合せず、安全性に問題がある、または、老朽化が進んでいるブロック塀等が約110施設判明したため、ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備に関する緊急対策を実施する。	2020年度まで
自衛隊施設に関する緊急対策	平成30年大阪北部地震等を踏まえ、自衛隊施設のうち、災害対処における重要な拠点について、耐震化状況、老朽化状況及び自家発電機の設置状況等の緊急点検を行い、自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設が判明したことから、耐震化対策に係る整備を約10施設、老朽化対策に係る整備を約40施設及び電力供給能力向上に係る整備を約30施設実施する。	2020年度まで
自衛隊の防災関係資機材等に関する緊急対策	災害派遣時における救援活動に必要な資機材等について、老朽化に起因した機能上の不具合や、救援活動の充実強化という観点を踏まえ、速やかに整備する必要があることから、機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等の整備、通信機器等の整備及び車両等の整備に係る緊急対策を実施する。	2020年度まで

急事態に際し、外務大臣から在外邦人等の警護、救出など、又は輸送の依頼があった場合、外務大臣と協議をしたうえで、自衛隊法第84条の３（在外邦人等の保護措置）又は同法第84条の４（在外邦人等の輸送）に基づき、当該在外邦人等の保護措置又は輸送を行うことができる。

(2) 防衛省・自衛隊の取組

在外邦人等の保護措置又は輸送を迅速かつ適確に実施するため、自衛隊は、部隊を速やかに派遣する態勢をとっている。具体的には、陸自ではヘリコプター部隊と誘導輸送隊の要員を、海自では輸送艦などの艦艇（搭載航空機を含む）を、空自では輸送機部隊と派遣要員をそれぞれ指定するなどの待機態勢を維持している。

また、これらの行動においては、陸・海・空自の緊密な連携が必要となるため、平素から統合訓練などを行っている。18（平成30）年９月には、ジブチにおいて国外展開及び活動能力の向上並びに米軍との連携強化などを目的とした在外邦人等保護措置訓練を実施した。同年12月には、国内において在外邦人等の保護措置における一連の行動及び関係機関との連携要領を訓練し、統合運用能力の向上及び関係機関との連携強化を図った。さらに、毎年タイで行われている多国間共同訓練「コブラ・ゴールド」の機会を活用し、19（平成31）年１月から２月には、外務省や在タイ日本国大使館などの協力のもと、在留邦人などの参加も得つつ、在外邦人等の保護措置における一連の活動を訓練し、防衛省・自衛隊と外務省との連携を強化した。

「コブラ・ゴールド」における在外邦人等の保護措置訓練において空自C-130Hに移動する在外邦人を警護する陸自隊員（19（平成31年２月）

防衛省・自衛隊は、これまで、次の４件の在外邦人等の輸送を実施している。04（平成16）年４月のイラクにおける邦人を含む外国人拘束事件に際し、空自C-130H輸送機により、邦人10名をイラクからクウェートまで輸送した。13（平成25）年１月のアルジェリアにおける邦人拘束事件において、政府専用機により、邦人７名及び被害邦人の御遺体（９人）を本邦に輸送した。16（平成28）年７月のバングラデシュにおけるダッカ襲撃テロ事件において、政府専用機により、被害邦人の御遺体（７人）と御家族などを本邦に輸送した。同年７月の南スーダンにおける情勢悪化に際しては、空自C-130H輸送機により、大使館職員４名をジュバからジブチまで輸送した。

参照　Ⅱ部５章２節３項６（在外邦人等の保護措置・輸送）

解説 新たな政府専用機の運用開始

防衛省は、これまで政府専用機として運用していたB-747の退役に伴い、14（平成26）年8月、新たな政府専用機としてB-777の導入を決定し、19（平成31）年4月、同機の運用を開始しました。

初代政府専用機であるB-747は1993（平成5）年に任務運航を開始して以降、要人輸送として、天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下、そして宮澤内閣総理大臣から安倍内閣総理大臣まで歴代15代にわたる内閣総理大臣の海外訪問などに携わったほか、国連PKOや国際緊急援助活動など、防衛省の国際協力にかかる活動、さらには在外邦人等の輸送を担いました。

新たな政府専用機B-777は、B-747と比べて燃費が向上し、最大航続距離が長くなるとともに、内装も一新され、飛行中もより快適に過ごせるようになるなど、「よりエコに、より快適に」進化していると言えます。

政府専用機は、わが国の要人を乗せる、まさに「地球儀を俯瞰（ふかん）する外交」に欠かせないものであり、また、防衛省の安全保障協力を担う重要な航空機です。わが国にとって望ましい安全保障環境を創出することにより、わが国の平和と安全を実現する活動は極めて重要です。防衛省は、これからも政府専用機の運航を通じてこのような活動を支えてまいります。

新たな政府専用機　B-777

機種交代式典に出席する鈴木防衛大臣政務官